

令和4年12月第4回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 令和4年12月16日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 木村 由希子
- 2番 小山 昌弘
- 3番 栗林 澄恵
- 4番 木内 文雄
- 5番 新見 準
- 6番 小川 喜敬
- 7番 山田 雅士
- 8番 小澤 孝延
- 10番 小菅 耕二
- 11番 木村 利晴
- 12番 石井 孝昭
- 13番 林 修三
- 14番 山口 孝弘
- 15番 小高 良則
- 16番 加藤 弘
- 17番 京増 藤江
- 18番 丸山 わき子
- 19番 林 政男
- 20番 鈴木 広美

1. 欠席議員は次のとおり

- 9番 角 麻子

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副	市長	大木俊行
総務	部長	片岡和久
健康	子ども部長	井口安弘
経済	環境部長	相川幸法
建設	部長	市川明男

財 政 課 長 和 田 暢 祥

・連絡員

総 務 課 長 湯 浅 孝 史

子 育 て 支 援 課 長 春 日 葉 子

健 康 増 進 課 長 小 山 田 俊 之

農 政 課 長 酒 和 裕 一

道 路 河 川 課 長 中 村 正 巳

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加 曾 利 佳 信

教 育 部 長 土 屋 武 志

・連絡員

教 育 委 員 会 参 事 本 間 照 美

教 育 総 務 課 長 秋 葉 忠 久

社 会 教 育 課 長 須 賀 澤 勲

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 主 幹 鈴 木 利 久

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 梅 澤 孝 行

副 主 幹 佐 藤 竜 一

主 査 嘉 瀬 順 子

主 査 安 見 里 香

主 任 主 事 今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

令和4年12月16日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

本日、湯浅選挙管理委員会事務局長が欠席のため、鈴木選挙管理委員会事務局主幹が答弁のために出席いたします。

次に、本日の欠席の届出が角麻子議員よりありました。

次に、木村由希子議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、12月15日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

最初に、誠和会、小川喜敬議員の個人質問を許します。

○小川喜敬君

おはようございます。誠和会、小川喜敬です。

初めに、この秋の天候は、穏やかな晴天の多い、過ごしやすい日が続きました。新型コロナウイルス感染症の感染者も減少した中で、今年度、市制30周年記念事業も滞りなく各事業が開催され、関係者の皆様方のご尽力、ご努力に感謝申し上げます。

日常の地域経済活動の維持と新型コロナ感染拡大前の賑わいを取り戻す中での社会情勢であると思います。現在は新型コロナウイルス感染者も増加傾向にあり、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念されております状況下での議会の会議でございますので、通告に従いまして明瞭かつ簡潔に質問させていただきます。

質問事項は、活気あふれる街づくり、安心して住める街づくり、子育てしやすい街づくりの3点を質問させていただきます。

初めに、活気あふれる街づくり、要旨、賑わいのある街づくり、イベント開催結果について、それぞれの事業を終えて、どのような状況だったのか、お伺いいたします。

まず初めに、イ、八街ふれあい夏まつりについて、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街ふれあい夏まつりにつきましては、けやきの森公園におきまして、八街ふれあい夏まつり実行委員会の主催の下、8月20日に開催されました。

昨年、一昨年と、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が見送られてきましたが、本年は3年ぶりの開催ということで、心待ちにされていた方も多くいたものと思われまます。当日は、和太鼓、キッズダンス、吹奏楽等によるステージイベントや、落花生の無償配布、商

工会議所の会員であります地元の店舗の方をはじめとする出店者による飲食等のブース、来場された方々と一体となって踊った納涼踊り等、様々な催しが盛大に行われ、前回は上回るほどの盛況ぶりでした。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

各種団体のステージイベント、地元飲食店のブース、盆踊り大会等、大変市民の皆さんに喜んでいただき、盛り上がり、来年も引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、ロ、「八街！激うま！ラーメン祭」について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「八街！激うま！ラーメン祭」につきましては、けやきの森公園におきまして、「八街！激うま！ラーメン祭」実行委員会の主催の下、9月17日から19日及び9月23日から25日の計6日間の日程で開催されました。全国的に有名な16のラーメン店が出店し、県内はもとより、県外からも多くの方が訪れ、延べ3万8千人以上の方が来場されました。近隣ではあまり耳にしたことがない一大ラーメンイベントが、この八街の地で開催されたことにつきましては、本市のPR並びに地域経済の活性化に大きく寄与するものであり、大変喜ばしく思っております。

このラーメン祭に関しましては、来年度も開催する予定であると実行委員会の方より伺っておりますので、市といたしましても可能な限りの協力をしてまいりたいと考えております。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

「八街！激うま！ラーメン祭」は市内外から大変な反響を頂きまして、今後も子どもを育てるように、成長を見守りたいと存じます。関係者の皆様には大変なご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。商工会議所青年部の若い力には敬意と感謝を申し上げ、「八街！激うま！ラーメン祭」でさらにイベント等が企画され、より大きなイベントになることを心よりご期待申し上げます。

続きまして、ハ、やちまた落花生まつりについて、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

やちまた落花生まつりにつきましては、八街駅北口広場におきまして、やちまた落花生まつり実行委員会の主催の下、9月18日に開催されました。この祭に関しましては、台風や新型コロナウイルス感染症の影響により、実に4年ぶりの開催となりました。八街ふれあい夏まつり同様、開催を心待ちにされていた方も多くいたものと思われまます。

当日は、天候が不安視される中、おおまさりや千葉半立の試食や販売、八街生姜ジンジャーエール、新鮮野菜等の販売をはじめ、八街中学校吹奏楽部による演奏や、植草歩選手によるトークショーなど、様々なステージイベントも執り行われ、途中、雨には降られましたもの

の、前回は大幅に上回るほどの盛況ぶりでした。

今後も、来場された方が来てよかった、また来たいと思っていただけるような祭にしたいと考えております。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

くもり空の中、やちまた落花生まつりには雨の影響もさほどなく、大勢の市民の皆様が来場され、前回の開催より盛況の様子を拝見しました。今後も引き続きよろしく願いいたします。

結びに、二、八街市産業まつりについて、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市産業まつりにつきましては、八街中学校におきまして、八街市産業まつり実行委員会の主催の下、11月27日に開催されました。産業まつりにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により3年ぶりの開催となりました。

当日は晴天の中、市内で生産された農産物や商工業製品の紹介や販売をはじめ、ステージでは陸上自衛隊ラッパ隊の演奏やキッズダンス、和太鼓などが披露され、前回は上回る約1万8千人の来場者があり、盛大に開催されました。

また、夏まつりをはじめ、それぞれのまつり出店者からは、コロナ禍であるが開催できてよかった、賑わいが戻り大変うれしいなど、喜びや感謝のお言葉を頂き、八街市制施行30周年記念の冠事業にふさわしいイベントとなりました。

今後におきましても、イベント開催につきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に講じまして、さらに多くの皆さんが安全安心に来場でき、楽しんでいただけるように取り組んでまいります。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

八街市産業まつりも盛況のうちに開催できましたことは大変うれしく、心よりお喜び申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の収束は読めませんが、それぞれの事業が次年度以降も引き続き開催され、そしてさらに盛大に行われ、八街市が活気あふれるまちになることを心よりご期待し、あわせてロシア、ウクライナの終戦、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を願い、心の底から日常を楽しめるようになることをお祈り申し上げます。

続きまして、安心して住める街づくり。要旨、消防・救急体制について。現在の取組について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和4年12月1日現在、佐倉市八街市酒々井町消防組合八街消防署の人員配置につきまし

ては署長以下57名で、八街南部出張所の人員配置につきましては出張所長以下22名となっておりまして、当直2交代制により、多種多様化する災害から本市市民の生命・身体・財産を守るため、献身的に従事いただいております。

また、八街南部出張所におきましては、令和3年度から令和4年度にかけて庁舎の改築工事が実施されまして、10月7日より新庁舎での業務を開始しております。新庁舎におきましては、仮眠室の個室化や技術学習室の創設のほか、救急消毒室の新設による救急業務の充実、職員の衛生管理、執務環境の改善によって消防業務全体の充実が図られ、八街市南部地域の防災力の強化につながるものと考えております。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

八街南部出張所の庁舎の改築工事が実施され、新庁舎での業務が開始されました。執務環境の改善に伴い、消防業務全体の充実が図られ、八街市南部地域の防災力の向上に努めていただきまして、誠にありがとうございます。議会の方でも視察させていただきまして、本当にいい施設になったと。しっかりとそういった設備が充実しているのを拝見しまして、すごく安心いたしました。

続きまして、防災・減災の推進について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年、地球温暖化による気候変動を要因とする気象災害の激甚化や、近い将来、発生 of 切迫性が指摘されております首都直下地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などにより、市民の防災に対する意識が高まってきており、本市の防災・減災を推進していくためには、公助だけでなく、自助・共助による地域防災力の向上が不可欠でございます。

本市といたしましても、地域としての防災力を最大限発揮するには組織だった活動が必要であり、その一翼を担う自主防災組織につきましては、現在29組織、活動カバー率は67.4パーセントと、市内全域をカバーできていない状況から、設立支援のため、自主防災組織に対する資機材購入の補助や、出前講座を活用いたしまして自主防災組織の重要性を説明してまいります。

また、公助による防災対策として、令和2年度に避難所に設置されております備蓄倉庫の中核拠点となる備蓄倉庫を八街幹部交番脇に整備し、災害時の備蓄品の充実を図っているほか、避難所での新型コロナウイルス感染症対策として、段ボールパーテーションや段ボールベッド、気化式冷風機や大型扇風機等の整備を行いました。

さらに、本市の災害対応力の向上策として、令和3年度より危機管理監の指導の下、災害対策本部設置・運営訓練や早期開設避難所の開設・運営訓練を実施しておりまして、令和5年2月には自衛隊や警察、消防、災害対策協力会、管工事協同組合など、30以上の機関・団体が参加しまして、地震情報伝達広報、被害情報収集、人命救助、災害医療、ライフライン復旧などの訓練を実施する総合防災訓練を行う予定でございます。今後におきましても、さ

らなる防災・減災対策の推進に努めてまいります。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

地域防災力の向上、自主防災組織の必要性と重要性、備蓄倉庫整備の充実、総合防災訓練の実施等で、防災・減災の推進の取組を引き続きよろしく願いいたします。

次に、防犯体制の充実について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

これまで、千葉県警察本部、佐倉警察署、八街幹部交番、並びに防犯ボランティア等と連携して、防犯体制の充実を図っております。

主な市の取組といたしまして、千葉県の補助を受け、平成29年度にJR八街駅南口に防犯ボックスを設置し、警察官OBの3名によるセーフティアドバイザーが、防犯ボランティア団体との合同パトロールや街頭監視活動など、犯罪抑止に努めております。設置から5年を経過した現在では、その活動は市民に根づいたものでありまして、市民にとって身近な存在となっております。

また、各地域で活動されております防犯ボランティア団体は市内で13団体あり、地域防犯力の向上のため、団体の活動に対し、防犯キャップや防犯ベスト、啓発用のぼり旗等を提供する支援を行っております。これからも地域での防犯活動を推進し、地域防犯力の向上を図っていきたいと考えております。

そのほか、犯罪の起こりにくい環境づくりのため、犯罪発生の抑止と市民の体感治安向上に効果的な防犯カメラを、不特定多数の人が往来する場所8か所に設置しております。

ここ数年、八街市のみならず千葉県全域で被害が増加し、その手口が巧妙化している「電話で詐欺」などの特殊詐欺につきましても、警察と連携した街頭啓発や、SNSを活用した広報啓発活動を行っております。

今後も防犯体制のより一層の充実を図るとともに、八街市民の安全・安心な市民生活を確保するためには警察機能の強化が必要でありますので、八街幹部交番の警察署への昇格につきましても、山本千葉県議会副議長にもご協力いただきながら、千葉県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

防犯ボックスの設置、防犯ボランティア団体との合同パトロール等により犯罪発生数も激減しております。防犯カメラの設置、特殊詐欺対策等、引き続き取組をよろしく願いいたします。

次に、子育てしやすいまちづくり、コロナ禍での子育て支援、現在の取組について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、今年度の取組といたしまして、市独自の事業として、大きく分けて2つの事業を実施しております。

1つ目として、経済的負担等が重くのしかかる子育て世帯を応援するために、市内に住む0歳から18歳までの子ども1人当たり1万円を給付する、子育て世帯元気アップ給付事業でございます。

2つ目は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するために、子育て世帯物価高騰支援事業及び妊婦出産等支援給付金事業を実施しております。

なお、各事業の概要につきましては、子ども、または妊婦1人当たり、それぞれ2万円の給付金を支給するものでございます。

また、継続支援として、新型コロナウイルス感染症対策のために、各保育施設、児童クラブ及び児童館等に、マスク、除菌シートなどの衛生用品のほか、抗原検査キットを配備しております。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

市独自事業として、子育て世帯元気アップ給付事業、子育て世帯物価高騰支援事業は大変ありがたい事業と感じております。また、継続支援としての新型コロナウイルス感染症対策のための衛生用品及び児童・生徒への抗原検査キットの配備も引き続きよろしくお願いいたします。

次に、今後の取組について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今後の子育て家庭への支援としましては、子育て支援サービスに関する的確な情報を提供するとともに、育児につきましても悩みや不安をこれまで以上に軽減できるよう、家庭児童相談室の体制の強化を図ります。

特に支援が必要なひとり親家庭等に対しては、相談体制や経済的支援の充実を図り、自立を積極的に支援してまいります。

また、妊娠・出産から子どもの社会的自立まで切れ目なくケアできるよう、関係機関・各相談機関が連携いたしまして、支援の充実を図るためにネットワークの構築に努めます。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

今後も子育て支援事業を引き続き推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、小学校、中学校の学習状況について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

文部科学省が推進するGIGAスクール構想が、コロナ禍もあって加速化したことで、現在、

市内の全小・中学校の全児童・生徒に対して1人1台端末の整備が完了しています。これにより、コロナ禍であっても遠隔での授業や協働学習を実施することができ、学びを止めることなく教育活動を進めることができます。さらに、端末を活用することで個に応じた学習も容易になり、誰一人取り残すことのない学校教育につながっております。

教育委員会としましては、いまだ終息しないコロナ禍の状況ではありますが、各学校に対してICT機器の活用をさらに推進することで、学校での教育活動を止めることなく、児童・生徒の学びを確実に進めてまいります。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

学級・学年閉鎖等、学習の遅れ等が生じ、大変心配しておりましたが、GIGAスクール構想によるICT機器の活用により、学校での教育活動を止めることなく、児童・生徒の学びを確実に進めてまいりますとの力強い答弁をお聞きしまして、安心いたしました。ICT機器等を早めに導入されたというのは、教育長をはじめ、教育委員会のファインプレーだったのではないかと思います。ありがとうございます。

次に、欠席児童・生徒の対応について、伺いたいします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症への感染や不安等で学校に登校できず、家庭で過ごす児童・生徒に対しては、ICT機器により学校と家庭をつなぐ手段を確保し、教育の機会を絶やさないようにしています。ウェブ会議システムを用いた遠隔学習や、デジタル教材を活用したドリル学習といった学習支援のみならず、お互いに顔を見ながらの健康観察や面談等を実施し、児童・生徒の心のケアも図っております。

教育委員会では、引き続き児童・生徒の学びを保障していくために、ICT機器の効果的な活用を推進し、新しい教育様式の実践を継続してまいります。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

ICT機器により学校と家庭をつなぐ手段を確保し、教育の機会を絶やさないように、また、お互いの顔を見ながらの健康観察や面談等を実施され、児童・生徒の心のケアも図ってもらっているとお聞きしまして、しっかりとした対応ありがとうございます。

欠席児童・生徒について、今答弁いただいたんですけれども、保健室は。ちょっと私は学校へ行くことが少なくなりましたので、コロナ禍での保健室の児童・生徒の利用状況について、ちょっとお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

○教育部長（土屋武志君）

コロナ禍においての保健室の利用状況ということでございますが、本年度4月から11月末までの市内小・中学校における児童・生徒のけが等を除いた体調不良による保健室の来室者数は、小学校が延べ1千441名、中学校が延べ1千404名で、市内小・中学校の合計は

延べ2千845名となっております。学校規模の大小はあるものの、1校1日当たりの体調不良による来室者数は平均で、小学校では約1.4名、中学校では約2.7名の計算となり、コロナ禍前と比較して、特段大きな変化はございません。

コロナ禍の現在では、児童・生徒が毎朝必ず検温等の健康観察を実施し、登校前に発熱等の風邪症状があった場合は原則登校を控えていただいております。

また、現在、保健室では発熱等の風邪症状による来室の場合、感染拡大予防の観点から、ベッドで休ませるなどの長時間の対応はせず、原則として速やかに保護者と連絡を取り、児童・生徒の状況を伝えた上で早退の対応を取っております。

保健室は、このほか、けが等による来室の対応や、児童・生徒の対応以外も含め、多くの業務がありますが、コロナ感染拡大が原因で保健室の対応が逼迫するような事態は生じておりません。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

教員の皆様のコロナ禍での業務は大変なご苦労かと存じますが、未来を担う児童・生徒の教育をよろしく願いいたします。

結びに、今回質問させていただきました質問事項は北村市長の選挙公約でございます。八街市民の皆様が関心を持たれているところでございます。活気にあふれる街づくり、安心して住める街づくり、子育てしやすい街づくりの3項目を柱に、4期目の市政運営を八街市民の皆様のご負託を受けて、6万7千有余の生命・身体・財産をお守りいただきたいと、謹んでお願い申し上げます。

土を作り、水を与え、種をまき、花が咲き、実を結ぶ。4期目は収穫の時期を迎えております。必ず公約は守りますという固い決意と並々なぬ覚悟を拝聴いたしました。引き続き八街市行政のリーダーとして牽引され、未来の本市の発展につなげる短期・長期的な基本計画の策定等も併せて、謹んでよろしく願い申し上げます。

この冬の新型コロナウイルス感染症の対策としての行動制限はなく、経済活動を維持しながら、一人ひとりが基本的な感染対策を徹底し、感染しないことが求められている状況下でございますので、市民の皆様のご健康には十分ご留意していただきたいと存じます。本市のますますのご発展と市民の皆様のご多幸とご健勝を心よりお祈り申し上げまして、誠和会、小川喜敬の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

しばらくお待ちください。

以上で、誠和会、小川喜敬議員の個人質問を終了いたします。

次に、誠和会、小山昌弘議員の個人質問を許します。

○小山昌弘君

今回から皆さんと一緒に議会活動をすることになりました小山昌弘、誠和会です。全く先が見えない状態ですが、どうぞよろしく願いいたします。

初めての質問ですが、（１）八街市の農業の振興策について、（２）各区からの要望書について、（３）こども110番について、3点です。通告に従い、早速質問させていただきます。

最初に、八街市基幹産業である農業問題に関することですが、①農業資材高騰化における農業への支援策について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農業資材高騰化における農業への支援につきましては、新型コロナウイルスによる経済への影響が続く中、ウクライナ情勢などから、さらに不安定となり、原油価格や物価高騰の影響により農業用資材や肥料などの価格も上昇したことで、農業経営は大変厳しい状況となっております。

市としましては、これまでに八街市中小企業元気アップ給付金や八街市がんばる中小企業等支援金の事業により、売上げが大幅に減少した農業者も対象に支援してまいりました。

このような中、先般、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した八街市農業元気アップ支援金事業として、6月の補正予算で約3千3百万円を計上いたしまして、コロナ禍における原油価格高騰の影響から、燃料、肥料、資材等の価格高騰への対応として、市内の農業者へ一律3万円を給付し、支援したところでございます。

また、現在、肥料価格高騰対策事業として、肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、肥料コスト上昇分の一部につきまして支援しており、申請につきましては農協などの肥料販売店におきまして実施しておりますので、本市の農業者に対し、当交付金を活用するよう推進しているところでございます。

今後も国の動向を注視しながら、県などの関係機関と連携し、農業者支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○小山昌弘君

分かりました。

続きまして、環境の整う街づくり、①令和4年度の各区からの要望書の点数について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和4年度の区要望書の提出につきましては、11月末現在で181件となっております。主な要望内容につきましては、舗装の修繕などが多く、道路の穴埋めなどが55件ございました。そのほか、側溝清掃、草刈り、土砂撤去、砕石敷きならしなどの要望がございました。

今後も、各区より要望書の提出がございましたら、できる限り迅速に対応してまいりたいと考えております。

○小山昌弘君

ありがとうございます。

要望書の件での道路整備についての内容をお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

要望書の件での道路整備の内容につきましては、先ほども答弁いたしましたが、道路の穴埋めや側溝清掃、草刈り、土砂撤去などが多くございます。まずは職員が現地に行き、緊急性の有無などを確認した上で、職員での対応、または職員での対応が困難な場合は業者に発注し、必要に応じた対策をしております。

また、春先の砂ぼこりなどについては市内全域のため、職員以外にも八街市建設業災害対策協力会などにも協力していただき、対応しております。

ご質問の道路整備の内容についてでございますが、交差点改良の要望として、六区からの要望で国道409号線の四木入口の右折レーンを確保する交差点改良、及び事故が多発する市道210号線と市道114号線が交わるファミリーマート前の交差点改良の2件でございます。

このうち、国道409号の四木入口交差点改良につきましては、代表質問4、小澤孝延議員に答弁したとおり、市より千葉県印旛土木事務所に要望しているところでございます。

次に、未舗装箇所の舗装新設要望として、東吉田区より市道東吉田13号線、及び用草区より赤道部の舗装要望の2件でございます。

次に、傷んだ舗装の修繕要望でございますが、全市域で55件の要望が挙がっており、現時点で20件が対応済みでございます。

○小山昌弘君

分かりました。

3番の要望書の件での道路整備について、どのように推進するか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

要望書の件での道路整備の推進につきましては、各区からの要望書が提出された場所については職員が現地を確認し、危険箇所であるかなどを判断いたしまして、修繕の優先順位を決めております。特に、舗装修繕などにつきましては整備計画を作成いたしまして、計画的に整備を進めております。

また、交差点改良につきましては用地取得を伴うことから、土地所有者のご理解とご協力が必要不可欠であり、かつ道路形態の実施設計を行い、千葉県公安委員会との協議を経て同意を得る必要があることから、多くの費用と時間を要します。このことから、国の交付金を活用しながら予算の確保に努め、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、区長の皆様から寄せられるご要望などは、安全で安心な街づくりを進めるためにも大変重要な案件として認識しておりますので、引き続き、できる限りの対応に努めてまいりたいと考えております。

○小山昌弘君

大変よく分かりました。

続きまして、次に安全・安心な街づくり、①こども110番についてですが、①看板の設置状況をお伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

こども110番については八街市PTA連絡協議会が主体となって行っている事業であり、その目的は、児童・生徒が不審者に声をかけられたりなど、身の危険を感じたときに駆け込んで援助を求められる緊急の避難場所を設置することで、児童・生徒の安全を確保することです。

教育委員会といたしましては、その活動に対する支援を行っており、その内容は協力家庭用プレートの作成、協力家庭の保険加入、周知用看板の作成などです。

ご質問の看板の設置状況は、プレートを掲げていただいている協力家庭につきましては、転出等により実態に即していない数字となっていることが懸念されていたため、八街市PTA連絡協議会において、令和3年度から実態調査を実施したところ、令和4年11月1日現在での協力家庭数は390件となりました。

また、市内各所に設置してある本事業の周知用看板については、現在67か所設置しており、点検、看板の更新など、維持管理に努めております。

○小山昌弘君

分かりました。

また、現在までに子どもの飛び込みの実態はありましたか。お伺いします。

○教育部長（土屋武志君）

それでは答弁いたします。

先ほど教育長が答弁したとおり、この事業は平成12年度から八街市PTA連絡協議会が実施している事業でございます。教育委員会で明確に把握している事案は2件ございますが、細かい事案については恐らくあると思えますけれども、そこまでは把握しておりません。

1件目につきましては、平成15年12月に女子高校生が榎戸駅付近で変質者に襲われ、協力家庭に逃げ込んでおり、保護者に連絡を取り、自宅まで送り届けたという事案です。これは警察署に被害届を提出しました。

2件目は、平成17年9月に女子高校生が八街駅から自転車で帰宅途中、自動車に後をつけられたため、協力家庭に駆け込み、助けを求めています。保護者が迎えに来て、帰宅しております。これも警察に届出をしております。

以上が、教育委員会に報告が上がっている事案ですが、このほかにも細かい小さな事案はあり、こども110番の看板の意義はしっかりPTAによって守られている、そういうふうにご考えております。

○小山昌弘君

ありがとうございます。

続きまして、②こども110番の今後の考え方について、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

こども110番の今後につきましては、保護者や地域住民、事業者等の方々のご協力により、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るための大切な取組ですので、今後も続けて支援してまいります。

また、協力家庭に配付しているプレートにつきましては、八街市PTA連絡協議会と連携しながら、デザインに工夫を凝らすなど、本事業の充実及び周知について、努力してまいります。

○小山昌弘君

分かりました。

大分看板も古くなっていますし、こども110番についても見直しする時期か、とも考えます。

先日、12月8日、不審者情報がメールで発信されています。また何かがあつてからでは遅いので、いま一度、見直しを考えてみたらいかがでしょうか。

本当にご答弁ありがとうございました。これで、私の質問を終わりにします。

○議長（鈴木広美君）

以上で、誠和会、小山昌弘議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前10時41分)

(再開 午前10時50分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、大きく4点にわたって質問いたします。

まず初めに、第8波コロナ感染症対策についてです。

新型コロナウイルス感染拡大の第7波による死者数は1万3千人超にもなりました。11月以降の再拡大の兆候に対し、専門家は第8波の入口にあると指摘しています。本市においても増加中です。11月3日と比べると、12月8日の新規陽性者は、僅か1か月弱で約2.6倍の275名です。年末年始に向けて、感染拡大防止策の強化が求められています。

そこで、お尋ねします。年末年始の取組、相談先の十分な確保とその周知についてです。

感染が疑われるときなどに連絡すべき場所について、分かりやすく示すよう求めます。いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

年末年始の期間に限らず、急な発熱などによる症状で受診を希望され、受診可能な医療機関が不明な場合は、24時間対応しております千葉県発熱相談コールセンターにご相談ください。なお、スマートフォン等をお持ちであれば、千葉県発熱外来検索システムで医療機関の検索が可能となっておりますので、ご利用いただきたいと思います。

また、千葉県ではオンライン診療センターの開設及び抗原検査キット配付を再開しており、本市でも、広報やちまたやホームページでお知らせいたします。

なお、年末・年始期間中の市内の医療機関の休診状況や、近隣の発熱外来については、市役所の日直による問合せ対応ができるよう、努めてまいります。

○京増藤江君

感染者が苦勞しないよう、スムーズにつながるよう、求めておきたいと思います。

次に、検査体制についてです。

日本共産党は12月8日、市長に対し、「新型コロナウイルス感染の第8波からいのちを守るための緊急申し入れ」をいたしました。そのうちの1項目として、希望する市民にPCR等の検査キットを無料で配布するよう求めました。

検査を望む人への検査確保についてです。希望する市民への検査キットの配布を求めますが、いかがですか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

政府は、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、早期の受診と医療機関での抗原検査キットによる迅速な検査を促すとともに、症状のある方が医療機関の受診に代えて抗原検査キット等を活用し、自ら検査する体制の整備を進めています。抗原検査キットにつきましては、国が買取保証を行い、緊急の増産・輸入要請をすること等により、感染拡大による急激な需要増や経済活動のニーズにも対応可能な量を確保できるように努めています。

なお、医療用抗原検査キットは、令和3年9月から一般用医薬品として、薬剤師対応により薬局またはインターネットでの購入ができるようになりました。また、千葉県では、抗原検査キット配付事業を、重症化リスクの低い軽症者を対象に12月5日から再開しています。

この冬は新型コロナウイルス感染症が第7波以上に拡大し、季節性インフルエンザと同時に流行する可能性があります。市民の皆様方には、発熱外来を速やかに受診できない場合に備えて、ご自身で感染確認に必要な抗原検査キットや、自宅療養に必要な医薬品・食料等を、あらかじめ準備しておかれることをお勧めしております。

○京増藤江君

検査キットの配付で手に入りやすい感じはあるのかなと思います。しかし、今、経済的に困難な方もいらっしゃると思います。ましてや子育て中で、本当に物価高騰の中で生活が大変だというお宅もあります。

今の八街市でも、感染者の大多数は入院できない状況です。本市において、12月8日現在、入院は5名、自宅やホテル療養者は270名に上っています。やはり命を守るために必要なこととして、感染拡大防止、早期発見が不可欠です。

集団で行動、生活する18歳までの児童や施設関係者、入所者へだけでも、市独自での検査キット配布を求めたいと思いますが、市長のお考えはどうでしょうか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

本市では昨年度に引き続きまして、今年度も幼児・児童・生徒に、園内や学校内で体調不良が発生した場合、新型コロナウイルス感染症の自己検査やスクリーニング検査を実施するために5千980回分の抗原検査キットを購入しております。万が一、市立保育園、私立保育園、市立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園、小規模保育施設、小・中学校、放課後児童クラブ、児童館、福祉園等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、その状況に応じまして必要な数量を配付しております。

なお、高齢者施設でありますとか障害者施設につきましては、県の事業といたしまして、既に施設の従業者は週2回、約3か月にわたりまして検査できるだけの数量と、新規で入所された方が随時検査するための数量を加えた抗原検査キットを配付しておりますので、現段階で市として改めて抗原検査キットを配るということについては考えておりません。

○京増藤江君

感染が分かっても必要ですけれど、発熱をしたときとか、疑われるようなときにきちんと検査できるということが感染拡大防止につながるかと思っておりますので、またその点についてもよろしくをお願いします。

次に、高齢者への支援体制についてです。

第7波の流行時、東京都の高齢者施設に入所中の感染者の中で、施設側が入所を要請した人のうち、66パーセントは受入先が見つかりませんでした。八街市においても、どうなるのかということで心配です。入院調整中に、東京都では17人が死亡したという報道があります。

高齢者を取り残さない支援体制について、伺います。急変しやすい高齢者への対応について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県は、この冬の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた外来医療体制等の強化・拡充に努め、オンライン診療センターの開設や抗原検査キット配付の再開などを行っておりますが、いずれも高齢者以外の方を対象としておりまして、医療の逼迫を避け、医療資源の余力を高齢者への対応に向けるものでございます。重症化リスクの低い方や、中学生から64歳までの方は、まずは検査キットで自己検査をして、医療現場の逼迫回避のためにご協力をお願いする次第でございます。

○京増藤江君

12月5日からオンライン診療が始まっていると思いますけれど、八街市での受診状況はどうなんでしょうか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

県のオンライン診療の方の受診状況については、申し訳ございませんが、把握してございません。

○京増藤江君

すみません。よく聞こえなかったので、最後のところをもう一度。

○議長（鈴木広美君）

もう一度よろしいですか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

12月5日から始まりました千葉県のオンライン診療の関係なんですけれども、八街市内の方がどの程度診療されたかというようなことについては、申し訳ございません、把握してございません。

○京増藤江君

12月5日から始まっているわけですから、八街市の状況はどうかというのを普段から確認しておかないと、いざというときになって、医療逼迫になってどうしようということになるのではないのでしょうか。ぜひ普段からの把握をよろしくお願いします。

次に、大きな2番目、教育・子ども施策の充実についてです。

2021年度の不登校の小・中学生は全国で24万4千940人、これまでに最も多くなったと文部科学省が発表しました。本市では、小学生の不登校は51人、率は1.93パーセント。中学生の不登校は144人、率は9.00パーセントと、小・中学生ともに増加し、最多となっています。率は、国・県と比べても高止まりが続いております。本当に深刻な状況です。

そこで、いじめ・不登校について。いじめに関するアンケート調査の分析及び活用について、伺います。

調査結果及びその後の取組について、児童・生徒や保護者へ周知をどうしているのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

いじめアンケート調査につきましては、学期に1回、年3回実施し、いじめの早期対応、並びに実態把握に努めております。いじめアンケートにより上がってきた事案については、関係児童・生徒への聞き取り等を早急に行い、事実関係を確認し、保護者とも連携しながら対応しております。また、定期的な教育相談や相談窓口等の周知など、児童・生徒及び保護者

が相談しやすい体制づくりの構築に努めております。

そのほかにも、いじめの早期発見の手だてとして、日頃から児童・生徒の様子に目を配ったり、連絡帳や生活ノート等で日頃の悩み等について把握したりするなどして、いかなるいじめも見逃さない組織体制を構築し、対応しております。

引き続き、教職員や各関係機関と連携しながら、いじめの未然防止と早期発見に向けて対応してまいります。

○京増藤江君

児童・生徒の生活状況について、先生方が目を配っていると。本当にそうだと思います。そういう中で不登校の問題、様々な問題があるわけですから、今は先生方の働き過ぎが問題になっているということでは、目が届ききるのかどうか、そういうところが問題です。

それでは、次の再質問をいたします。

発達障害がある児童・生徒がいじめに遭わないような対策はどのようにされているのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

特別な支援を必要とする児童・生徒への対応については、日常的に児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うために、保護者と連携しながら対応するとともに、周りの児童・生徒との関わりが大変重要であると捉えております。

インクルーシブ教育の概念である障害者理解を推進することにより、周囲の人々が障がいのある人や子どもとともに学び合い、生きる中で、公平性を確保しながら共に支え合っていくことを踏まえ、助け合いとともに成長できる学級づくりを目指しております。

一例といたしましては、特別支援学級在籍の児童・生徒が交流学級で協働学習を行うなど、子どもたち同士で学び合う場を設けております。その中で、互いを尊重し、認め合いながら、子どもたち同士でのつながりを大切にすることで、他者への思いやりの気持ちを育みながら、いじめ防止に向けて取り組んでおります。

そのほかにも、いじめアンケートや教育相談による実態把握、保護者と連携し、児童・生徒の様子を見守るなどの対応を講じながら、いじめ防止に向けて取り組んでいます。

引き続き、教職員と保護者、関係機関と協力しながら、未然防止に向けて取り組んでまいります。

○京増藤江君

本当に先生方は教育委員会とともに努力されていると思います。しかし、先日の新聞報道でもありましたけれど、小・中学生の8.8パーセントに発達障害がある、35人学級であれば1クラスに3人の割合と。このうち、週に1、2回、クラスを離れて、コミュニケーションなどを学ぶ、そういう通級指導を受けているのは1割程度ということで、支援が決して行き届いている状況ではないというふうな報道になっております。

実際に、八街市でも今まで、発達障害のある方が中学校でいじめられて不登校になって、そ

のまま社会に、義務教育を終えてもひきこもりになっていった、そういう方も実際にいらっしゃいます。本当に目が届く、そういう支援が必要な八街だと思いますので、本当に注意深い丁寧な対応を求めたいと思います。

文部科学省は2年前に、不登校の児童・生徒に理由を尋ねる実態調査を初めて行ったとあります。小学6年と中学2年の計約2千人が答え、小学6年生の29.7パーセント、中学2年生の27.7パーセントが「先生が合わなかった、怖かった、体罰があった」などの回答を選んでおります。学校が回答する調査ならば、同様の答えは僅か1パーセントだったと。文部科学省の担当者は、2つの調査で差が出たと認めております。

八街市においても、「担任がよくどなる、自分がどなられていなくても嫌だ」と、登校を渋る子もいます。どなったりすることは、子どもへの虐待、パワハラにもなり得るのではないかと思います。日常の教育の中で、どなる行為などは許されないとと思いますが、その状況をどう捉えているのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

今、議員がお話になられたように、日々の指導の中でどなるのは、しかるという場面はあるかと思いますが、どなっている場面は許されるものではないと思います。同様の質問が以前、議員から私の方にありましたので、私は校長会に直接その旨を伝え、そういうことは許されないと改めて確認していただきたいということを指導いたしました。その結果、特に自分のところでそういう事案があったということは上がっておりませんが、全校で改めて指導をその時点でさせていただきました。

また、そういう情報があるのであれば、具体的に学校名、そして個人名を、こちらとしては守秘義務で対応いたしますので、どなられたり、どなったりすることは重大事案と捉えますので、早急に対応したいと思いますので、ぜひとも情報の提供をお願いできればありがたいと思います。今後も、教育委員会といたしましてはそのようなことがないように全力で、学校と取り組んでまいりたいと思います。

○京増藤江君

実際に私も保護者の方の気持ちを受けて、校長先生と話をしたこともあります。校長先生はよかったんですけど、いろいろと問題があるなと思いました。教育委員会の対応、本当に先生方が相談できる状況なのか、そういうことがやはり問われていくのかなと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

あと、短時間でも登校すれば出席とカウントされて、欠席扱いにならない場合が多いと思います。短時間出席の児童・生徒はそれぞれどのぐらいいるのか。また、中学生の短時間の出席は増えているのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

出席扱いというのは、いじめとか不登校に対して特別な出席の対応をしているわけではござ

いません。出席は、1日の出席と、遅刻の出席、出席、そして早退という形になります。ですので、何らかの理由で遅れてきた児童・生徒、そして早退した児童・生徒は出席扱いとなります。ですので、いじめや不登校に関わるケースで出席扱いにしましたという数値はこちらには上がってきておりません。

○京増藤江君

例えば給食を食べて帰るだけでも出席になるとか、そういうことがあるんじゃないですか。

○教育長（加曾利佳信君）

今お答えいたしましたように、学校に一度でも登校すれば、それは出席扱いになります。あくまでも、病欠であっても、様々な理由であっても、扱いは同じでございます。

○京増藤江君

そのような短時間の出席状態にある児童・生徒、この子どもたちの教育を受ける権利はどう保障するのかということが、私は本当に大事だと思います。このような出席扱いで、小学校卒業後、中学校生活はどうなるのか。また、中学卒業後はどうなるのか、私は大変疑問が募ってまいります。誰でも教育を受ける権利があります。未来を担う子どもたちに対し、義務教育期間の充実が本当に求められておりますので、対応を充実させていただきたいと思えます。

次に、30日以上休むと不登校とカウントされます。それ以下は不登校ではありません。しかし、15日から29日の欠席が小・中学生ともに増加しております。小学生は令和2年度は52人でした。令和3年度は312人と、6倍に激増です。中学生は令和2年度は33人、令和3年度は115人と、約3.48倍です。

この問題について、私は今まで何回か質問してまいりました。この間どのような対策を取ってこられたのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

議員の方から何度か同じような質問を受けております。そのたびに私は校長会で必ず、その旨を伝えて、不登校の人数が何人であるという情報は、各学校に市内全部の数値を提供して、共に共有しながら減らそうと、各学校にも頑張ってもらっているわけです。

教育委員会といたしましても、その問題を非常に重大に以前から捉えておりますので、市独自でスクールカウンセラーを雇用したり、特別支援教育支援員を増員したり、スクールソーシャルワーカーを独自に雇用したり、様々な手だてを取って、一人でも減らそうという対応をしているところでございます。

今後も諦めずに一生懸命に対応したいと思えますし、各学校の職員も、様々な手だてで努力しておりますので、そこはご理解いただきたいなと思っております。

○京増藤江君

確かにスクールカウンセラーの増員など、本当に努力されてきていると思えます。しかし、人員が足りない状況が現実だと思います。不登校扱いの前の段階で、既に児童・生徒の登校

しづらさが見えているわけですから、ここにさらに焦点を当てていけば、やはり子どもたちが登校しやすくなるのではないかと思われまので、さらによろしく願いいたします。

次に、級友同士の支え合いへの支援についてです。

登校しづらい級友を支える、そういう児童・生徒への支援の取組はいかがですか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

不登校の未然防止や、不登校あるいは休みがちな児童・生徒に登校を促す際に、同じ学級の児童・生徒たちとの関わりは大変重要であると捉えております。この点において、登校しづらい級友を支えるための児童・生徒への支援については、登校しやすい学級や集団づくりを意識して、日々取り組んでいるところです。

一例といたしましては、日々の授業や行事において、グループ活動など、子どもたち同士で学び合う場を設けながら、互いを尊重し、認め合えるような人間関係づくりができるように、子どもたち同士のつながりを大切にしております。

今後も、子どもたち同士の学び合いや支え合いを大切にし、子どもたち一人ひとりが学級の一員であるという意識や互いを思いやる気持ちを育み、全ての児童・生徒が学校生活への意欲や期待感を持って学校生活を送れるように支援していきます。

○京増藤江君

大人でも、困っているような方に対しての声かけが本当に難しいということはありません。そういう中で、あの子がこんなことで困っているんじゃないか、友人としてそういうふうな思いが生まれたときに、そういう子どもたちの様子をしっかりと見て、支援していただきたいと思えます。

次に、校則についてです。

校則が厳し過ぎるという声があります。文部科学省は、「校則の見直し等に関する取組事例について」との通知を、令和3年6月に出しました。その中で、岐阜県教育委員会が校則を改定する際の手続を明文化した事例等を紹介しています。

本市において、文部科学省の通知後、どう対応してきたのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

文部科学省では校則を、児童・生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長・発達していくため、各学校の責任と判断の下にそれぞれ定められている一定の決まりと定義しております。校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装や頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれております。学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童・生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況、社会の常識や時代の進展に応じて積極的に見直していく必要があります。

八街市内の4中学校においては、校則という形ではなく、決まりやルールといった形で生徒や保護者へ示しており、生徒や保護者の意見を聞きながら、必要に応じて見直しを行って

るところです。

具体的な見直しとしては、防寒着の取扱いについて、着用できる種類を増やしたり、靴下の長さや色の規定を変更するなどしている学校もあります。見直しをする際には、生徒が単なる要望を出すだけではなく、生徒総会で自ら健全な学校生活について考え、話し合う機会を設けている学校もあります。また、保護者等からは、PTA役員会や保護者会、個別アンケートなどで意見を聞く場面を設けるなど、各学校が工夫しながら、決まりやルールの見直しを行っています。

教育委員会としましては、今後も学校での決まりやルールについて、注視してまいりたいと思います。

○京増藤江君

現在は子どもや保護者とよく話し合っただけで、学校が一方的に決めて、子どもが登校をしづらくなる、こういう校則やルールにはしない、こういうふうに理解してよろしいんですね。

○教育長（加曾利佳信君）

学校は社会性を教育する場でもございます。ですので、ある程度のルール、決まりというのは必要だと、社会性を身につけるためには必要だと思いますので、ルールや決まりについては設ける必要があるとは思いますが、子どもたちが、児童・生徒たちが学校に行きづらい、行きたくないというような校則といたしましうか、決まり等は設けない方向で、保護者、学校と連携しながら取り組んでいきたいと思ひます。

○京増藤江君

ぜひ民主的な決め方をしていただきたいと思ひます。引き続き、お願いいたします。
次に、ヤングケアラー。

○議長（鈴木広美君）

京増委員、ちょっとよろしいですか。

○京増藤江君

はい。

○議長（鈴木広美君）

井口健康子ども部長より発言を求められておりますので、それを許可します。

○健康子ども部長（井口安弘君）

すみません。先ほど京増議員にご質問いただきましたオンライン診療に関する八街市の診療の受けた方的人数ですが、この件について再度答弁させていただきます。

千葉県の方にオンライン診療に関する統計情報が出ているかどうかということについて確認しましたところ、そういったものは一切出していないということでございます。大変申し訳ございませんが、市としては把握のしようがない状況でございますので、この辺りにつきましてはご理解いただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○京増藤江君

オンライン診療が本当に役に立つような、そういう活用を求めておきたいと思ひます。

ヤングケアラーについて、伺います。本市におけるヤングケアラーの実態把握と支援策について。

ヤングケアラーの実態を県が調査しましたが、本市の実態と支援策について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁します。

本市におけるヤングケアラーの現状につきましては、家庭内のことで問題が表に出にくいことから状況の把握が難しく、件数の把握はできておりません。支援策といたしまして、ヤングケアラーの認知度を高め、相談や支援につなげるための啓発活動として、7月に中学校と小学校へのリーフレットの配布、11月の児童虐待防止月間には各小・中学校の児童クラブなどの施設や医療関係機関へのポスター掲示を行いました。また、今年度中に、学校関係や市役所、その他子育て支援を行う機関を対象に、ヤングケアラー研修を実施する予定でございます。

今年度、千葉県によるヤングケアラーの実態調査が、県内の小学生、中学生、高校生等を対象に実施されまして、11月に調査結果が公表されました。本市においても、この調査結果によるヤングケアラーの日常生活における影響や相談経験、認知度などの傾向を分析し、関係機関との連携を図りながら、ヤングケアラー対策に取り組んでまいります。

○京増藤江君

今後、ヤングケアラーについては大きな問題になると思います。児童の中には、ヤングケアラーと不登校の両方の状況下に置かれている場合もあると思われまますので、今後、速やかな対応をお願いしておきたいと思えます。

次に、（3）教職員の増員についてです。

正規の教員配置について。正規の教員と常勤の臨時的任用講師の状況を伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

各学校への教職員の配置については、教職員の配置基準に従い、県教育委員会が行っております。現在、市内の全教職員313名のうち、教員の産休・育休代替等として学級担任や授業を担当し、児童・生徒の指導を行う常勤の臨時的任用講師については、45名が各小・中学校に配置されております。また、少人数指導や授業補助等を行う非常勤の会計年度任用職員については32名が配置されております。

教職員の人事は、県教育委員会が教職員の任用を行い、配置が決まることから、八街市教育委員会といたしましては、児童・生徒が安全安心で充実した学校生活を送れるよう、教職員の適正な配置について、引き続き県教育委員会に要望してまいります。

○京増藤江君

よろしく申し上げます。

次に、専門職員の正規化について、伺います。

スクールカウンセラーは全ての学校へ派遣されていますが、中学校は週に1回から3回、小

学校は週1回か月1回となっております。

スクールカウンセラーの正規化及びスクールソーシャルワーカーの増と配置の正規化について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

千葉県スクールカウンセラーの配置については、令和3年9月より、これまで未配置だった全ての小学校への派遣ができており、全校配置が実現しております。全校児童・生徒との面談を実施するなど、子どもや保護者のSOSを早期に発見し、対応へとつなげることができています。

また、教育委員会では市独自でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等を雇用し、ニーズに合わせ、きめ細かな対応を行っております。雇用形態や条件等については、適宜見直しを行い、近隣市町の動向も注視しながら、優秀な人材を引き続き確保してまいります。

○京増藤江君

よろしく願いいたします。

次に、大きな3番目、デマンド型乗合タクシー実証運行の取組について、伺います。

デマンド型乗合タクシー実証運行が開始されることが決まり、多くの皆さんから喜びと期待の声が上がっています。同時に、心配の声も届いております。市民の声が反映される利便性の高い運行を求めて、質問いたします。

説明会実施について、地域ごとの説明会実施計画について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

デマンド型乗合タクシーは、本市にとりまして新たな公共交通の導入であり、公共交通機関としての特性や利用方法については、市民の方への理解を促すため、十分に広報周知する必要があります。

広報周知の方法につきましては、広報紙や区回覧、ホームページなどに加えまして、特に高齢者外出支援タクシーの利用者にとっては、利用する制度の切替えを予定していることから混乱を招くことがないように、個別に案内を送付することについても検討しております。

また、デマンド型乗合タクシーは、事前の利用者登録と予約が必要となるほか、予約に応じて知らない方との乗り合いになるなど、利用にあたっては一般の民間タクシーとは異なる公共交通機関としての特性につきましても、ご理解いただく必要があります。

このようなことから、市民の方に直接お会いして説明する機会は重要と考えておりますので、具体的な時期や場所、開催方法についてはまだ決定しておりませんが、デマンド型乗合タクシーの円滑な事業開始と利用促進を目的に、市民向けの事業説明会を開催するとともに、その会場におきまして、事前登録の受付についても実施する方向で準備を進めてまいります。

○京増藤江君

今の答弁、市民の方が大変安心できるものになると思います。説明会、よろしく願いいたします。

次に、利用しやすい運行についてです。市民の要望をどのように受け止めるかという視点から質問いたします。

土曜日の運行をしてほしい、市外の病院への運行を認めてほしい、帰りの予約はスムーズにできるのかなどの声に応えるために、どうするのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市のデマンド型乗合タクシーは、実証実験という試験的な形態での実施を計画しております。市民の皆様の要望につきましては、実証実験を実施していく中でアンケート等により把握しながら、利用状況や既存の公共交通機関とのバランス等を踏まえた上で、必要に応じて反映してまいりたいと考えております。デマンド型乗合タクシーにつきましては、実証実験を通しまして、利便性が高だけでなく、持続可能な公共交通サービスを目指してまいります。

○京増藤江君

特に、帰りの予約がスムーズにできるようになるのか、この疑問があるんですけど、この点についてはどのようなことになるのか、お願いします。

○副市長（大木俊行君）

今、市長からもご答弁申し上げましたが、今回の実証実験につきましては本格稼働するかしないかを定めるものではなくて、実証実験をしながら、本市に合った公共交通とするためのものでございます。今言われた内容につきましては、今回の実証実験の中で、見直しの箇所については十分検討して見直しをかけたいた。ただ、今回の実証実験の見直しの箇所につきましては、市民の代表である議員の方々とともに、よりよいものになるように検討していきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

本当に市民の皆さんが待ちに待ったデマンド型乗合タクシーですから、よりよい制度になるようにということで、実証実験の中で、議員も職員の皆さんとともに頑張っていきたいと思っております。

次に、道路問題についてです。

本市において、児童・生徒の通学路の安全対策の強化を目指して、様々な施策が実施されております。そういう中で、朝陽小学校の向かいに工場の建設が予定されております。保護者からは、大型車の通行が増えるのではないかと心配の声が上がっています。安全対策の強化を求めて、質問いたします。

朝陽小学校脇の市道102号線の安全問題、児童・生徒の登下校の安全対策強化についてです。

朝陽小学校、八街北中学校の児童・生徒の通学路となっている市道102号線沿いに工場建

設が予定されています。道路の片側に歩道が設置されているものの、自転車通学も含めた通学路の安全対策の強化が必要と考えますが、その対策を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

児童・生徒の登下校の安全対策強化につきましては、昨年度の痛ましい事故を受け、早期対応として車道幅員を変更し、現道内での歩道の整備やガードパイプの設置などの整備を行っております。また、佐倉警察署などの協力をいただきまして、時速30キロメートルの速度制限や、大型車輛通行禁止などの交通規制を設定していただきました。

今後、朝陽小学校前に大型の工場ができる予定でございますが、市といたしましては、大型車輛につきましては国道409号から出入りしていただくよう、今、強く要望しております。また、通行時間帯を制限するなど、児童・生徒に対する安全対策の強化も併せてお願いしているところでございます。

なお、日頃、登下校時の児童・生徒の見守り活動にご尽力いただいている地域ボランティアの皆様方と、児童・生徒の安全確保のため、巡回する見守り活動に特段のご配慮をいただいている八街幹部交番の署員の皆様に、改めまして心から感謝を申し上げる次第でございます。

○京増藤江君

私も現場を見に行きまして、工場から国道409号に直接出る、そういう道路も用意されている点では大変安心いたしました。しかし、中には工場から学校側の道路の方に出るものもあるだろうと予測されます。今まで以上に、あそこの道路の交通量は増えるかと予測しますと、中学校の生徒は自転車で通学する、地元の方も自動車で行き通ると思うんですけど、自転車の安全対策が必要だと思うんです。あちこちを子どもたちが自転車で通行しているのを見ますと、国道409号などもそうなんですけれども、車とすれすれで、もし風で倒れたりしたらどうなるんだろうというところがいっぱいあります。

市道102号線については新たに工場ができるわけですから、自転車通行の安全対策も、私は特に取っていく必要があると思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

現段階におきまして、出店する計画のある事業者の方からご連絡いただいているところにつきましては、通行車輛は概ね主に4トン程度の車と聞いております。こちらにつきましては原則、国道409号の方から入れるだろうというお話がありました。ただ、10トン以上のトレーラーみたいな大型車が1日1台程度は入る可能性があるということも伺っておりますので、先ほど市長からも答弁がありましたとおり、時間制限で何とかならないかというお話はさせていただいているところでございます。事業者の方からも、時間帯の制限を行う計画であるという形で、詳細の方はまだ決定しておりませんが、その際には社員による誘導の方も行っていただけるようなお話を聞いているところでございますので、これにつきましては再度、市といたしましても児童の安全を確保するために極力そういう形で、誘導等もお願いしていきたいと考えております。

○京増藤江君

この問題については、本当に悲惨な事故を受けて、教育委員会や市の方も事前に様々な対策、交渉をしてくださっている、これはよく分かっております。二度と悲惨な事故を起こさせないということで、議員も含めて、一丸となって頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

しばらくお待ちください。

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了いたします。

次に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。

○議長（鈴木広美君）

ちょっとお待ちください。よろしいですか。

○加藤 弘君

はい。

○議長（鈴木広美君）

申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。

今議会は、教育問題について、集中的に質問いたします。教育問題は多岐にわたりますが、割り当てられた時間の範囲にて、いろいろ伺いますので、的確な答弁をお願ひいたします。

質問の(1) デジタル教育について、伺います。

文部科学省は2024年度から、小・中学校の英語でデジタル教科書を導入する方針を決めたと伺いました。デジタル教科書は、紙と同じ内容を端末画面に表示し、拡大やルビ振りなどの機能があり、文章を音声で読み上げることができ、障がいのある児童・生徒や、外国にルーツを持つ児童・生徒にもメリットがあると言われております。

そこで、質問の①通信不具合時の対応について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会ではGIGAスクール構想の実現に向け、市内小・中学校の高速大容量の通信ネットワークを整備いたしました。また、Wi-Fi環境のない家庭へはモバイルWi-Fiルーターの貸出しも実施しております。ネットワーク障害など、通信に不具合が発生した場合は速やかに復旧できるように、保守担当の事業者と契約しております。復旧作業を実施した際は作業内容を共有し、定期的に対応策の検討も行っております。

現在までのところ、深刻な通信不具合の報告はなく、大きなトラブルはありませんが、今後

も速やかに対応できるように準備してまいります。

○加藤 弘君

現在のところ、不具合の報告はないということですが、保守点検事業者と契約されておりますが、故障の場合、復旧までにおよそどのぐらいの時間を要すると想定されているのか、伺います。

○教育部長（土屋武志君）

それではお答えいたします。

これまで起きた通信ネットワークの故障や通信障害等については、保守担当事業者が速やかに対応することにより、長期にわたり使用できないということはありませんでした。また、児童・生徒が使用しているタブレットにつきましては、故障の程度により、修理完了までの時間に長短はありますが、万が一、故障した場合でも余剰機を貸し出して対応しているので、児童・生徒が授業等で困ることはありません。

○加藤 弘君

質問の②教員が不便・不安を感じる点について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会ではG I G Aスクール構想の実現に向け、児童・生徒1人1台端末の整備を令和2年度末に完了し、令和3年度から本格的に運用を開始いたしました。端末だけでなく、ソフトウェア・電子黒板など、様々なものが短期間に導入されました。こうしたI C T機器の整備により、児童・生徒にとって分かりやすく資料を提示することや、授業や行事後のアンケートの自動集計等が可能となり、教職員にとっても利便性が向上いたしました。その一方で、新たなスキルの習得や機器の操作に不安を感じる先生がいることも事実です。

教育委員会では、教育センターで適宜、必要な研修を企画・実施し、I C T機器のさらなる活用促進につなげております。さらに、市内で4名のI C T支援員を配置して、各校へ毎週1回以上派遣し、支援しております。学校のニーズに合わせて効果的に支援することにより、学校ごとの課題に迅速に対応しております。

今後も効果的な研修や継続的な支援を通して、学校現場の課題や不安解消に努めてまいります。

○加藤 弘君

質問の③健康への影響について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

1人1台端末の使用につきましては、使用時のルールの策定とともに、情報モラル教育の充実を図り、デジタル機器の適切な使い方に加え、デジタル機器の使用による目の疲労や、正しい姿勢への配慮についても指導しています。現在のところ、1人1台端末の使用を直接の原因とする健康被害は報告されていません。

引き続き、最新の情報や知見に注意しながら、児童・生徒の健康にも留意して、教育活動を進めてまいります。

○加藤 弘君

目の疲労等にも留意されているということですが、報道等では、目の疲労等が結構増えているという報道がされております。

当市の児童・生徒に関して、眼鏡等の使用状況の変化について、お伺いします。

○教育部長（土屋武志君）

それではデジタル教育の健康被害ということで、児童・生徒の眼鏡等の使用率についてですが、令和4年度の眼鏡やコンタクトレンズ等で矯正している児童・生徒の割合は、小学校で9.2パーセント、中学校では25.1パーセントとなっております。令和3年度は、小学校で9.8パーセント、中学校で23.4パーセントとなっており、小学校では令和3年度よりも0.6パーセント減少し、中学校では1.7パーセント増加しておりますが、いずれも大きな変化は見られておりません。

近年ではスマートフォンやゲーム機器を使用している児童・生徒が増え、近くのを長時間、見続けることがドライアイや視力低下の原因とも考えられていますが、特に悪い姿勢が視力低下につながると言われております。学校では、引き続き児童・生徒のタブレット使用の際の姿勢にも注意し、視力低下などの健康問題に留意しながら、家庭とも連携し、ICTを活用した教育活動を進めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

質問の④学習効果の検証について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

1人1台端末を活用することで、児童・生徒は様々な問題について調べ、まとめる学習が、これまで以上に容易にできるようになりました。これにより、考えを深める時間が今までより多く取れるようになりました。また、まとめたことを他者へ伝える活動を通して、プレゼンテーション能力の向上につながっております。

学習効果の検証については、各調査の経年分析をもとに、年度末に実施する方向で進めてまいります。

教育委員会といたしましては、今後もICT機器のより効果的な活用方法を模索し、学力向上に資する取組を推進するとともに、引き続きデータを集積し、学習効果についての検証を行ってまいります。

○加藤 弘君

質問の（2）郷土資料館について、伺います。

郷土資料館は、過去の台風被害により使用不可となり、資料も分散管理となっており、展示会等も規模を縮小したりと、ままならない状況がこの数年、続いてきております。児童・生徒に自分たちの住むまちの歴史を知っていただき、八街市への愛着を感じていただくために

も、早期に郷土資料館の復元、復興が必要であると考えるところであります。

そこで、質問の①検討会議での状況について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

郷土資料館の在り方等検討会議につきましては、同検討委員会及び同作業部会により協議を進めているところです。これまで、検討委員会から作業部会に対し、郷土資料館の位置づけ及び機能、設置場所、管理運営の在り方、必要な設備等、大きく8項目の内容を検討するよう指示し、全国的な事例とその傾向、補助金の有無や条件、必要な事務作業や手続等について、国・県・他市町並びに関係各課等へ内容を確認するなど、調査をしております。

○加藤 弘君

検討会議は、これまでの間、何回ぐらい開催されていますか。

○議長（鈴木広美君）

担当課、すぐ出ますか。

○教育部長（土屋武志君）

作業部会と委員会に分かれておりますので、作業部会で細かいところを決めていると。作業部会を今までに4回、委員会を2回、開催しております。

○加藤 弘君

質問の②個人宅に存在する資料の対応について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

個人宅に存在する資料につきましては、連絡をいただいた際に現地へ調査に伺い、資料の歴史的重要性や保存状態などを判断し、所蔵者との相談を経て、寄贈・寄託の受入れを行っております。

しかしながら、現在の郷土資料館は、台風被害による建物の解体後、資料保存に関するスペース不足、環境や設備の不足、さらには分散保管などの諸問題を抱えており、適切に受け入れられる状況にはありません。今後、所蔵者が安心して寄贈・寄託できる郷土資料館の再興について、検討してまいります。

○加藤 弘君

質問の③今後の対応策について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在の中央公民館での仮設展示、複数の小学校余裕教室での資料の分散保管など、事務室・展示室・収蔵施設が分散している状況にあり、郷土資料館・市史編さん業務を円滑に実施することが非常に困難な環境にあるだけでなく、他の教育施設運営に大きな影響を及ぼしているため、改善すべき最重要課題の1つと認識しております。今後は検討会議の意見を参考に、再興について検討してまいります。

○加藤 弘君

一昨日の林修三議員からも、大変きついお言葉があったかと思えます。私としても、先ほど述べましたが、児童・生徒に自分たちが住むまちの歴史を学んでいただき、自分たちのまちへの愛着を持ってもらい、大人になった将来、八街市で生活を営んでいただくようにするためには大変な、郷土資料館というのは位置づけだと思います。そのための基礎となる郷土資料館の復興が、台風被害に遭ってから3年たった現在も検討段階であるとは、考えることができません。

市長は常々、子どもは八街の宝であると発出しております。八街の将来を担う子どもたちのため、また他のまちから八街に移住されてこられた方々に、より八街を知っていただき、愛着を持っていただく、このためにも会議の回数を重ねていただき、郷土資料館を一日も早く復興へと導いていただきたいという思いです。

また、市長はたしか選挙戦のとき、郷土資料館のことをお話ししたかと思えます。その辺もありますので、私としては市長からも一言お願いできればと思います。

○教育部長（土屋武志君）

それでは、まず私の方からお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、この間、様々な検討をもちろんしてきましたが、いまだに具体的な建設計画をお示しできないことに対しては非常に申し訳ないと思っております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、子どもたちのまちへの愛着心を育む上で、郷土資料館はとても大切な施設と捉えています。

本年、初めてイオン八街店の通路をお借りして、「写真にみる八街の150年」のパネル展示及び八街の偉人・前山清一郎氏の市の指定文化財である陣羽織の展示を行い、好評を得るとともに、市民の皆様からも郷土資料館の再興を求めのご意見を頂戴しております。

教育委員会といたしましては、このような市民の声をしっかり受け止め、様々な知恵を振り絞り、郷土資料館の再興をできる限り早い段階で実現できるよう進めてまいりたいと思っております。

○市長（北村新司君）

今、教育委員会の方から話でしたが、郷土資料館につきましては私も選挙公約の中で申し上げておりました。総合計画を念頭に置きながら、再興につきましては1、2年を目途に、議員の皆様方に構想計画を提示できるよう努力いたします。なお、検討という言葉は使いません。努力いたします。

○加藤 弘君

さすが市長ですね。言葉を選びましたね。

冗談は抜きにして。八街には優秀な学芸員もいらっしゃいます、郷土資料館に。こういう方たちが一生懸命に現在もやってくれているわけですから、その辺を十分活かしていただいて、人材活用を進めていただきたいと思えます。

また、子どもたちに八街は開拓のまちだと言っていますが、旧川上村と合併してから、いろ

んなものが発掘されているわけです。その辺も含めて、やちまたは古いまち、歴史のあるまちだということを含めて、みんなが誇っていけるように、できるだけ皆さんの力を発揮していただいて、一日も早く復興していただきたいと思います。

○議長（鈴木広美君）

加藤議員、ちょっといいですか。

○加藤 弘君

はい。

○議長（鈴木広美君）

会議中にはありますが、昼食のため、ここで休憩といたします。

午後は1時10分より再開いたします。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午後 1時09分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

○加藤 弘君

質問の(3)野球場・文化会館の基金条例について、伺います。

この2つの基金条例は、市が各5千円ずつを、あとは毎年、市民の方々からの寄附で、ここまで賄ってきておりましたが、寄附されてきた一部の有志の方々から、我々が野球場・文化会館を造れ、造れと、うるさいので条例をつくったのだと、不快感を感じさせる声も聞こえてきています。

そこで、質問の①条例制定後の動きについて、伺います。

○市長（北村新司君）

①②につきましては関連しておりますので、一括して答弁を差し上げます。

野球場建設基金につきましては、これまで延べ35件の寄附を受け、令和4年12月1日現在の基金残高は320万1千375円となっております。また、文化会館建設基金につきましては、これまで延べ47件の寄附を受け、令和4年12月1日現在の基金残高は244万8千546円となっております。

野球場建設基金、文化会館建設基金の今後の対応につきましては、将来どのような規模で建設すべきかなどにもよりますが、多額の財源が必要となることが考えられます。野球場や文化会館の建設につきましては、事業計画やその実施時期などは未定となっております。

現在は、中央公民館大会議室、図書館、スポーツプラザの照明設備をLED化する改修工事や、老朽化によるスポーツプラザのアリーナの床改修工事など、公共施設の維持管理などに多額の費用を要しており、新たな施設の建設は現状としては厳しい状況にありますが、将来に向けまして、引き続き基金の維持、運用を行ってまいります。

○加藤 弘君

今、八街市で野球の公式試合はどこもできないと思います。公式試合は全て他の市町村へ出向くという状況です。文化会館についても、使用目的によっては八街市の中央公民館は使えない。内容によっては、隣の東金市を使ったり、四街道市を使ったり、そういう現状があります。

例えば中央公民館であれば、名称を変えたら。返済はもう終わっているでしょうから、名称を変えて、いろんな形で使えるようにすることは不可能ですか、どうなんですか。

○教育部長（土屋武志君）

公民館につきましては、社会教育法に従って建設されているものであります。もちろん社会教育法の第23条で、公民館を使用してはならない場合が規定されております。しかしながら、近年、特に営利を目的とした事業については、様々な観点から今までよりも使いやすいような形で使っていただけるような形にしております。また、公民館は様々な学習機会を提供する施設でもございますので、我々としてはしっかり公民館は公民館として維持していきたいと考えております。

○加藤 弘君

野球場なんかも東西南北にありますけれども、サッカー場にしても榎戸にあります。ただ、大きな試合とか大会には使えない状況です。市民の憩いの場として使うしかできないのが、今の現実です。

新たな野球場を造るのが不可能であれば、周りに畑地などがあるのであれば、そういうところを購入して、うまく、多大な金額をかけないで公式戦ができるような形に持っていくことを協議されたことはあるのか、その辺をちょっと伺います。

○教育部長（土屋武志君）

先ほど市長が答弁したとおりなんですけど、我々教育委員会としましては、市とも協議しながら、様々な観点から考えていく必要はあると思いますが、今の段階で、そうしますというお答えはできませんので、検討していくということと、またしっかり市と協議していくというお答えしかできません。

○加藤 弘君

先ほどの郷土資料館と同じですけど、まず計画の中に盛り込んでもらうことが第1だと思います。今のところ、総合計画には何もそういうものが入っていない。10年以上、寄附を受け続けてきているわけです。10年以上、1つの団体が寄附していて、1つの団体の中で何十人、何百人の方が関わってきているわけです。そういう思いをくんであげないと、八街市は何もしてくれない、私たちがこれだけお金を出しても、という気持ちを市民に植えつけてしまいますので、やはり何らかの前進を市民に見せないといけないんじゃないか。

まるっきりないものを新たに造れというんじゃなくて、既存のものを何とか拡張したりして使えるようにすれば、外部からも人を呼ぶことができます。そういうことまで考えていただいて、いろいろ協議を進めていただきたい。今日、明日、すぐ造れとは言いません。そうい

う中で検討を重ねてもらいたい。

私が何でそこまで言うかというところ……これは千葉銀行が発行しています、お金はかかりますけど、これは貸していただきました、中は、千葉県下の3千人にアンケートを取っている資料です。これを見たら、正直、夢も何もないんじゃないかという気持ちになります。新しい店舗、有名な店舗が八街には1つもないじゃないかと。この資料を見て、私はそういう気持ちを抱いちゃいました。それではいけないと思います。

若い人たちが、例えば学校を出て、東京へ行っていたけど、やっぱり八街へ戻ってきたいという思いにさせるには、さっきの郷土資料館と一緒にしちゃいますけど、八街へ帰ってくればいろんなスポーツができる、何ができると、そういう夢を与えてあげることが必要だ。

この資料を見ると、そういう夢はまるっきり湧きません。これも年に何回か発行されているようですので、千葉銀行が発行ですから、有料ですが、申し込んだら手に入ります。これに管理職の皆さんも目を通していただいて、そういう協議の土台の1つにさせていただくと、より違った目で物を見ることができるんじゃないかと。そういう形で、今までと違った発想も必要だと思います。

厳しいことを言って申し訳ないです。一生懸命にやってもらっているのも分かります。今の税収の状況から言えば、財政調整基金も20億円ちょっとしかありませんので、緊急対応に使うお金で精いっぱいだと分かります。だけど、目線を変えることは必要だと思います。市長もあれだけ頑張っていて、いろんなことを3期の間やってきています。皆さんも、市長のケツをもっとたたいてほしい。もっと動かしてほしい。皆さんが働きやすい場所に、八街市役所をしてほしい。そういう思いも私はあります。

これからもいろんな要望が議会ごとに上がってくると思います。私たちも、要望するなら、それなりの財源の見通しをつけなきゃいけないと思います。ただ言うだけでは無責任ですから。今までこれがあつたけど、これは必要なくなってきたから、こっちに変えようというぐらゐの考えまで言って、要求するのが私たちの役目の1つだと思います。そういうことも含めて、いろいろ検討を重ねていただきたい。

野球場や文化会館も総合計画の中に含んでもらえるように、何とかしていただきたい。10年以上の間、寄附してきた方々のいろんな思いがあると思います。その辺も理解してあげていただきたいなと思います。その辺、よろしく願います。

市長いかがでしょうか、その辺。市長の思いは。

○市長（北村新司君）

まず、今、加藤議員に申しただいたことですが、野球場建設基金あるいは文化会館建設基金にご寄附いただいている方に、心から改めまして敬意を表する次第でございます。

今、街づくりにつきましては、いろいろ民間の力を得る方法もございます。八街市は千葉県の中でも、ユニマツさんが進めているドギーズアイランド、関東圏でああいった施設を展開している市はございません。八街市に何でドギーズアイランドみたいな施設ができたんだと、逆に聞かれるぐらいでございます。民間の努力もしっかり受け止めながら、八街市とい

たしまして、今、総合計画を進めております。その中で、加藤議員が提案したことも含めて、しっかり民間の力も活かせるまち、議員の皆様から提案していただいた大きな施策等々も十分勘案しながら、総合計画に沿って、八街市がさらに前進できるような街づくりを考えてもらいたいと考えておりますので、ぜひ議員の皆様にもいろんなご提案をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

○加藤 弘君

それでは、質問の（４）児童・生徒の減少に伴う対応について、伺います。

本市の人口減少が続く中、近年、どの学校や幼稚園、保育園も児童・生徒数が減少してきていることは、市民の大多数が周知のことと思います。将来的には改革の検討が必要となってきたのではないかと考えるところであります。

質問の①教育委員会での協議について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市の児童・生徒数は年々減少し、５年前と比較しますと平成２９年度は４千９６１人で、令和４年度が４千７４人と、少子化の影響もあり減少しております。また、八街市教育振興基本計画では令和６年度には３千７１９人まで減少し、その後も減少傾向に進むと推測しております。

教育委員会としましては、現在のところ児童・生徒数の減少に伴う施策等について、具体的な検討は行っておりませんが、関係部局と連携協力し、早期に今後の対応について、検討を行う必要があると考えております。

○加藤 弘君

質問の②幼稚園・保育園・小学校・中学校の統廃合への検討等について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

幼稚園につきましては、少子化や幼児教育・保育の無償化及び保育時間の違いから、市内幼稚園の園児数は各園とも定員に達していない状況が続いております。このような状況から、保育園を含めた幼稚園・保育園の適正配置に関する検討会を設置し、検討を進めているところです。

小・中学校につきましては、現在、具体的な統廃合の検討は行っておりませんが、今後、統廃合の検討を進める場合には、本市の小・中学校にはそれぞれの歴史と伝統があり、地域にとっても重要な拠点施設であるため、地域住民の理解を得ながら、丁寧に進めていくことが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、子どもたちに最良の教育を提供することを最優先に考え、関係部局と連携協力し、義務教育学校の設立も含め、統廃合についての検討を行っていくための体制づくりを進めていきたいと考えております。

○加藤 弘君

何年前かな、川上幼稚園が閉鎖されるというお話が流れましたけど、今、川上幼稚園の人数が大変少ないのは承知していますが、その辺はどのような動きを今後される予定でしょうか。

○教育部長（土屋武志君）

川上幼稚園につきましては、議員ご指摘のとおり、人数が大変少なくなっておりますので、検討委員会を含めて検討して、早急に答えを出そうということで動いている状況でございます。

○加藤 弘君

市内にも民間幼稚園は何園かありますよね。民間の幼稚園も生徒数が少ないということで大変悩んでいる。私の個人的な考えで勝手なことを言って申し訳ないんですけど、市は保育をもっと充実させて、幼稚園は民間がやるというぐらいの大胆な考えで改革を進めていくことも必要かと思います。そういうことを含めて、5年後、10年後を見据えて、小学校、中学校も含めて検討を十分に、回数を多く重ねていただきたいと思います。

それから次に、質問の（5）、いじめ撲滅対応について、伺います。

いじめ問題は、する側、される側においても、それぞれの理由があり、いつの時代になっても解決が大変難しい問題とされています。

そこで、質問の①加害児童・生徒への対応について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

いじめ撲滅に向けた対応にあたっては、いじめ防止対策推進法や八街市いじめ対策基本方針、各学校で定める「学校いじめ防止基本方針」に基づき対応しているところです。

いじめは絶対に許されない行為であり、いじめられた児童・生徒を徹底して守り抜くという意識の下、いじめ加害児童・生徒に対しては毅然として早期に対応・解決を図るように努めております。その中で、いじめ加害児童・生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、一定の教育的配慮の下、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行っております。また、保護者とも連携しながら、加害児童・生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童・生徒の安全安心、健全な人格の発達に配慮して対応しております。

日頃から、いじめは絶対に許されない行為ということを、学校生活全般において児童・生徒が意識して生活できるように支援し、いじめ撲滅に向けて対応してまいります。

○加藤 弘君

質問の②被害児童・生徒への保護・対応について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

いじめ被害者への対応については、いじめによって子どもたちが深く傷つき、自ら命を絶つことは決してあってはならず、こうした事案の根絶を目指す必要があるとの認識を徹底し、いじめられた児童・生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、対応しております。

いじめの事実関係を確認し、保護者と連携しながら、状況に応じて被害児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組めるような環境の確保をするなどの対応を行っております。また、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等とも連携し、相談しやすい環境の確保にも努めております。

教育委員会といたしましては、今後も引き続き、いじめ撲滅に向けて、各学校でいじめの特質、原因背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修などで周知し、教職員全体で共通理解を図るとともに、児童・生徒の様子を注意深く観察し、いかなるいじめも見逃さない組織体制を構築できるように指導してまいります。

○加藤 弘君

質問の(6)不登校生への対応について、伺います。

不登校生の背景には様々な理由が存在していると伺っております。また、長期の休みの後などは、特に人数が増える現状もあると伺っております。いじめ問題同様に、解決には大変なご苦労もあるのではと、私自身、感じ取っております。

そこで、質問の①不登校の背景について、伺います。

○教育長(加曾利佳信君)

答弁いたします。

長期欠席児童生徒状況報告書による11月末時点での30日以上の子供・生徒を対象とした不登校率は、小学校は1.30パーセント、中学校は7.53パーセントとなっており、昨年度の同時期と同程度となっております。

不登校児童・生徒の状況につきましては、月に1度、各校の長期欠席担当者より報告される長期欠席児童生徒状況報告書にて把握しております。登校できない背景には、友達や家族などとの人間関係のトラブル、病気やコロナ回避などが挙げられております。また、近年では「何となく行きたくない」「やる気が出ない」など、はっきりとした理由がないものの、精神的な不安を原因に登校できない児童・生徒もおります。

教育委員会では、報告に併せて、各学校の担当者と指導主事によるヒアリングを行っております。ヒアリングでは、欠席数だけでなく、一人ひとりの現在の状況や学校の対応について情報共有し、より効果的な支援につなげています。また、中学校で毎週行われる生徒指導会議に学区担当の指導主事が参加して情報共有し、学校、市教育委員会、関係各課が連携して、長期欠席生徒の支援にあたっております。

今後も、不登校児童・生徒一人ひとりの背景や状況について、情報を共有しながら、組織的に支援を継続することで、長期欠席者の解消につなげてまいります。

○加藤 弘君

質問の②多様な教育機会の確保について、伺います。

○教育長(加曾利佳信君)

答弁いたします。

GIGAスクール構想の推進により、1人1台のタブレット端末が整備されました。不登校

児童・生徒への学習機会の確保につきましては、タブレット端末を活用し授業を配信することで学習の補償を行っています。また、授業後の黒板をスクリーンショットで撮影し、クラウド上にデータを共有することで、児童・生徒が黒板の画像を後から確認し、家庭での学習に役立てることが出来ます。

I C T機器の活用以外では、適応指導教室を活用して、学習している児童・生徒もいます。

また、八街市教育支援センター「ナチュラル」では、スタッフによる学習支援に加え、今年度より教育委員会の指導主事が教科指導を行うことで、学習の補償をしております。

今後もI C T機器を効果的に活用するとともに、一人ひとりの状況に合った教育の機会を確保してまいります。

○加藤 弘君

質問の③中・長期的な支援策について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

不登校児童・生徒への対応につきましては、先ほど答弁したとおり、情報共有や対応を進めているところですが、長期欠席児童・生徒の劇的な解消は難しく、時間がかかるところです。

中・長期的な支援策として、小・中学校でのスムーズな支援の継続を目的とした「引継ぎシート」を活用しています。「引継ぎシート」とは、保護者の方に児童・生徒の学習面や日常生活の様子を記載していただき、進級する学校へ提出してもらうことで、情報共有を行うものです。

また、不登校の未然防止として、分かる授業の展開を目指し、I C T活用を含めた主体的・対話的で深い学びへの授業改善を推進しております。

子どもたちの自己肯定感の向上や、共感的な人間関係を育むことで、充実した学校生活にうながしていけるよう、各校で取り組んでいるところです。

今後も、一人ひとりの状況を丁寧に把握し、情報を共有しながら効果的な支援を継続していくことで、不登校児童・生徒の解消を図ってまいります。

○加藤 弘君

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

しばらくお待ちください。

以上で、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。

次に、未来改革やちまた、木村由希子議員の個人質問を許します。

○木村由希子君

未来改革やちまたの木村由希子です。初めての質問に大変緊張しております。不慣れと緊張のため、お聞き苦しい点など多々あるかもしれませんが、ご了承のほど、よろしく願い申し上げます。

私は選挙期間中、八街市を子育てが楽しくできるまち、子や孫がここに住み続けたいと心か

ら思えるまち、誰も取り残されないまち、そして安全で安心して暮らせるまちに変えてゆきたいと、市民の皆様は訴えてまいりました。ここにいらっしゃる諸先輩方もきっと同じ思いで取り組まれていらっしゃると思うのですが、市民にその取組は届いていないのかもしれないと思います。

私は議員になる前に市民の皆様はアンケートをお願いし、市民の率直な意見を聞く活動をしました。市議が何をやっているのか見えない、そのような声を頂戴し、伝えなければならないことが伝わっていないのではないかと強く感じましたので、今後、市民の皆様には、市議の皆様が日頃、議会でどのような取組をされているのか、ご尽力されているのかをお伝えしてまいりたいと思っております。また逆に、市民の皆様が切実に必要と思っていることが市政に届いていないのかもしれないと思っております。実際に目で見て聞いてきたことを、市政に届けてまいりたいと思います。

つい最近まで、普通のお母さんとして過ごしてまいりましたので、できるだけ簡単な言葉で質問をさせていただきたいと思っておりますので、皆様ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

質問の1、選挙について、お伺いいたします。

要旨（1）市長、市議会議員補欠選挙についてと通告いたしました。選挙についてということで、お伺いいたします。

先日、投開票されました選挙において、投票所より200メートルもない距離にお住まいの有権者の老夫婦が投票所に足を運んでくださいました。ご夫婦は共にご高齢で、歩くことも大変な状態の中、何とか投票したいと、必死の思いで投票所までの道のりをゆっくりゆっくりと支え合って歩かれたそうです。ですが、投票後に力尽きてしまい、歩いて帰ることができなくなってしまいました。このような現状を目の当たりにし、解決が必要だと感じましたので、質問させていただきます。

①要介護者など、お体の不自由な有権者の投票について、お伺いいたします。そのような有権者への現状の対策を教えてください。

○選挙管理委員会事務局主幹（鈴木利久君）

それでは答弁いたします。

投票所への移動が困難な、お体の不自由な方への選挙の投票制度といたしましては、一定の条件がございますが、郵便等による不在者投票制度がございます。この制度は、認定されずと投票用紙の請求や投票を郵便で行うことができるものでございます。また、指定施設であります病院や老人ホーム等に入院または入所している方は、その施設で投票することができる制度もございます。このほか、高齢者の方には、高齢者外出支援タクシー制度や介護タクシーを利用した移動支援、障がいをお持ちの方には、障害者総合支援法による移動支援事業や福祉タクシー制度による移動支援がございます。

しかしながら、移動困難な方の投票所への移動につきましては、ご家族や知人等のご支援を

いただいているのが現状であると認識しております。選挙に特化した移動支援制度の必要性は十分に理解しておりますので、今後、先進地の事例等を含めまして、どのような方策が有効なのかを調査研究してまいりたいと考えております。

○木村由希子君

再質問させていただきます。

郵便等による不在者投票制度について、一定の条件とはどのようなものでしょうか。また、認定された場合の手続はどのような手順があるのか、教えてください。

○選挙管理委員会事務局主幹（鈴木利久君）

答弁いたします。

郵便等による不在者投票の一定の条件とは、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、手帳に両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級、特別項症から第2項症である者として記載されている方、または手帳に心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障がいの程度が1級から3級、特別項症から第3項症である者と記載されている方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方に認められています。

次に、手続につきましては、投票に先立って郵便等による不在者投票できるものであることを証明する郵便等投票証明書の交付を市選挙管理委員会へ申請していただきまして、その内容を審査し、認められましたら郵便等投票証明書を選挙人へ交付いたしますので、選挙の都度、郵便で投票用紙の請求から投票までを行うことができる制度でございます。

また、この制度に認められた方で、自ら記載することができない者として該当する上肢または視覚の障がいの程度が1級の方などは、代理記載制度を利用することもできます。

○木村由希子君

伺いますと、なかなか複雑な手続だなという印象を持ちました。

次に、高齢者には高齢者外出支援タクシー制度や介護タクシー制度を利用した移動支援、障がいをお持ちの方には移動支援事業や福祉タクシー制度があるにご回答いただきましたが、それらは、高齢者、障がい者であるならば、どなたでも無償で利用できる制度なのでしょうか。教えてください。

○選挙管理委員会事務局主幹（鈴木利久君）

では、答弁いたします。

高齢者外出支援タクシー利用助成事業は、本市の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の方で運転免許を有していない、または病気等の事由により自動車を運転できない方を対象としており、福祉タクシー利用権との重複交付はできません。利用助成券は年間30枚を上限に交付しており、1枚につき500円を助成し、1回の乗車につき4枚を限度に使用することができます。

介護タクシー制度を利用した移動支援については、介護保険適用の介護タクシーを例にご説明いたしますと、介護保険の認定申請の結果、要介護1から要介護5の認定を受けている方を対象としており、ケアマネジャーにご相談の上、介護タクシーの乗り降りにヘルパーの介

助が必要な場合は、介助の部分が介護保険の対象となります。タクシー運賃については、事業者ごとに設定した金額をお支払いいただくこととなります。

障がいをお持ちの方の移動支援につきましては、身体障害者手帳のうち視覚障害者及び全身性障害者の一部の方、療育手帳を所持している方、精神障害者手帳、自立支援医療受給者証を所持している方、難病療養者などが対象になっております。公的機関に赴く場合や余暇活動等の社会参加のための外出にご利用できまして、障がい者と、その配偶者の方の収入状況に応じ、一部費用負担がございます。

福祉タクシー制度は身体障害者手帳1級、2級、及び下肢、体幹及び視覚障害をお持ちの方は3級まで、療育手帳所持者はA判定、精神障害者保健福祉手帳は1級を所持している方が対象となります。利用料につきましては、1枚につき500円、1回の乗車で使用できるのは2枚までで、使用目的に制限はなく、ご利用いただけます。福祉タクシー制度の年間交付枚数は48枚、腎臓機能障害により人工透析を受けている方には96枚となっております。

○木村由希子君

ありがとうございます。

現在、どのような方法で、これらの制度の周知徹底をされているのか、教えてください。

○選挙管理委員会事務局主幹（鈴木利久君）

では、答弁いたします。

郵便等による不在者投票制度等の各種選挙制度につきましては、市ホームページに掲載しているほか、選挙の都度、広報紙へ掲載しております。

高齢者外出支援タクシー利用助成事業につきましては、介護被保険者証や後期高齢者医療保険被保険者証の交付時に、高齢者福祉課からのお知らせを同封しております。

また、高齢者保健福祉サービス一覧を作成しておりますので、回覧やホームページ等を活用して、各種サービスのご紹介をさせていただいております。

介護タクシー制度につきましては、介護タクシー事業者からの説明のほか、地域包括支援センターやケアマネジャーが高齢者からの相談を受けた際に、介護タクシーの利用方法について、ご説明させていただいております。

移動支援事業や福祉タクシー制度についても広報紙やホームページに掲載するとともに、障害者手帳交付時に窓口でしおりを手渡した上、対象者に個別に説明し、対応しております。

また、ケアマネジャーや相談支援専門員が対象者の方の相談に応じている中で、必要に応じ、制度の説明を行っております。

○木村由希子君

ご答弁ありがとうございます。

このような制度があることを、お体の不自由な有権者全員がご存じだったとしても、独居老人や老々介護の増加、地域住民間でのつながりが希薄化する中で、選挙管理委員会のおっしゃるとおり、移動困難者が周囲の方に投票所への送迎をお願いするのは、なかなか困難な状況だと思います。投票に足を運びたいと思っても、周囲の人に迷惑をかけるくらいなら、

私の1票は捨ててしまおうと思う人は少なくないと思います。

今後、先進地の事例等を含めましてとおっしゃっていましたが、どうか有権者の一人もこのような思いを持たれることのないように、八街市が先進地の事例となるような方策を調査研究してくださるものと期待して、お願いを申し上げ、次の質問に参りたいと思います。

続いて、期日前投票所の設置について、質問させていただきます。

現在、期日前投票は市役所とイオンの2か所でのみ可能です。市内南部からは遠く、それによって期日前の投票行動ができない方も多くおられます。市内南部に1か所、期日前投票所を設置していただくわけにはいかないのでしょうか。例えばスーパーマーケットなど、一定の時間に人が集中する場合がございます。そういった時間に絞っての開設もあってもよいのではないかと、そのように思うのですが、ご検討いただけないのでしょうか。お願いします。

○選挙管理委員会事務局主幹（鈴木利久君）

では、答弁いたします。

本市では現在、期日前投票所を市役所及びイオン八街店の2か所に開設しております。ご質問の期日前投票所の増設についてですが、増設することにより選挙人の利便性は向上するものと理解しておりますが、期日前投票所1か所当たりに必要な事務従事職員数は、投票管理者や投票立会人を含め、最低9人の職員が必要となり、今後3か所目の期日前投票所を開設することとなりますと1日当たり最低27人の職員が選挙事務に従事することとなり、各課等への負担が増え、通常業務に影響が出るものと思われま。

さらに、投票所の開設及び投票所の閉鎖については、管理執行を適切に行い、機器等の誤操作を防止するため、選挙管理委員会職員が1か所当たり3人で確認作業を行っておりますので、同時に3か所の開設は、現状の人員では難しいものと考えております。

今後も、投票環境を向上させるためにはどのような方策が有効なのかを調査研究してまいりたいと考えております。

○木村由希子君

ありがとうございます。

再質問させていただきます。人員不足とのご答弁がございましたが、例えばそこに、18歳になった市内高校生に協力いただくようなことは考えられないのでしょうか。こういった活動を通して地域への貢献、市役所での仕事、政治や選挙への興味が湧き、投票率増加へつながることも期待できるのではないかと思います。ご検討いただくことはできませんか。お願いします。

○選挙管理委員会事務局主幹（鈴木利久君）

答弁いたします。

本市では体験型学習の一環として平成25年度から市内の高校2校の協力を得まして、期日前投票所や当日投票所の選挙事務、街頭啓発のボランティアを行っていただいております。

今後につきましても、体験型学習として市内の高校2校にご協力をいただき、継続していく予定でございます。

○木村由希子君

ありがとうございます。

次の質問に参ります。投票日当日のふれあいバスの運行について、お伺いいたします。

健常者であっても免許をお持ちでない交通弱者の移動手段として、投票日当日のふれあいバスの運行を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市のコミュニティバスであるふれあいバスは、定時定路線型の公共交通であり、運行日や運行時間、路線などの運行計画の変更には道路運送法の許認可が必要となります。また、運行計画を変更し、投票日にふれあいバスを運行した場合においても、路線や運行時間が決まっていることから、ふれあいバスの路線が接続していない投票所があるほか、投票後の帰りのバスまで、相当の時間を待つ可能性などが考えられます。このようなことから、投票日当日のふれあいバスの臨時運行は、利用者にとって必ずしも利便性の高い移動手段とならない可能性があり、大変難しいものと考えております。

○木村由希子君

確かに、おっしゃるように、利用者にとって必ずしも利便性の高い移動手段とはならない可能性があります。

では、ほかに何か、交通弱者が選挙に行く手段として考えられるものがありますか。あれば、教えてください。

○選挙管理委員会事務局主幹（鈴木利久君）

では、答弁いたします。

先ほど答弁させていただきました移動手段のほかは、現在利用できる事業はございません。しかしながら、本市の投票区は23投票区に分節しており、各投票区の選挙人の方々の投票所までの距離がなるべく遠方にならないよう配慮しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○木村由希子君

ご答弁ありがとうございます。

選挙についての質問を通して見えてくるものは、八街市には選挙に行くことができない投票難民が多く存在しているということではないでしょうか。ここに手を差し伸べて、まち全体として投票率を上げていく努力が必要不可欠だと感じております。各課で調査研究していただくことを大変うれしく思います。私自身の勉強のためにも、ぜひすばらしい方策をお示しいただきたいと願っております。よろしく申し上げます。

次の質問に移りたいと思います。質問の2、市内道路について、お伺いいたします。

要旨（1）車道について。

市内車道について、お伺いします。現在、市内道路を走っていると、歩道の脇にたくさんの土だまりができており、そこから草が大きく育ち、車道へはみ出しているのを見かけます。

狭い道路では車に傷がついてしまったり、歩行者や自転車が草をよけるために大きく車道に膨らみ、大変危険な状況を何度も目撃しております。危険だなと感じるとともに、道が汚いなという印象を受けます。

そこで、県道、国道脇の除草と土だまりに対しての対策はどのようにされているのか、教えてください。お願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市に関わる県道、国道に関しましては、千葉県印旛土木事務所が道路管理者となっております。ご質問の除草や土だまりに関しましては、市民等の通報を基に、状況により職員による現地確認及び写真撮影を行いまして、地図と撮影した写真を添付して、管理者であります千葉県印旛土木事務所へお願いしているところでございます。

○木村由希子君

では、同じく市管轄の道路ではどのように対策をされているのか、教えてください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市道上の土だまりに発生している雑草対策についてでございますが、降雨や風等の影響で宅地や畑などから土砂が流出または堆積し、雑草が生育してしまう状況は認識しております。このため、天候悪化後に市内パトロールを実施いたしまして、市道に土砂が流出してしまう箇所の土砂等を撤去するなど、通行上の安全維持に努めております。

しかしながら、市内全体のパトロールや対応が行き届かないことから、土だまり等に雑草が繁茂し、通行上の安全を脅かす場所も発生しております。このような箇所につきましては、区等の皆様からのご要望やご連絡をいただくこともあり、その都度、早急な対応方法を検討し、市道の安全な通行に支障がないよう、日々対応しております。

引き続き、市民の皆様方が安全に通行できる道路を維持するために、市職員だけでは確認しきれない情報もいただきながら、安全に通行のできる道路維持に努めてまいります。

○木村由希子君

次に進みます。通学路について、通学路の土だまりと除草についてといたしましたが、交通安全対策全般として伺います。

通学路につきましては、危険箇所150か所点検時に、土だまりや除草についても検討されたのでしょうか。教えてください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

通学路の土だまりと除草対策につきましては、各学校や教育委員会などと連携しながら、通行に支障がないよう対策をしておりますが、土だまりなどを確認した場合には、早急な撤去に努めてまいりたいと考えております。

また、通学路緊急一斉点検で挙げられました対策が必要な150か所につきましても、令和

4年11月末の時点で128か所の対策を行い、今年度末までには12か所の対策が完了する予定となっております、合わせて140か所、約93パーセントが対策済みとなる見込みでございます。

今後も、子どもたちが安全に通学することができるよう、引き続き教育委員会との連携を図りながら、対策を講じてまいりたいと考えております。

○木村由希子君

どの道路も安全であるべきですが、春先になると畑の土などが舞い上がる、いわゆる八街名物とも言われるヤチボコリでできてしまう土だまりは、自然の所作であったとしても、それが原因で事故を誘発してしまうということは、あってはならないことだと思っております。

いつも道路河川課の皆様が、少人数であるにもかかわらず、悪天候の中でも一生懸命ご対応してくださっていることは承知しております。今後も引き続き市民の安全のためにも早々のご対応をお願い申し上げます。もしかしたら、有償のボランティアのご協力を求めるなど、もっと実務的な負担を減らすやり方があるかもしれません。道路脇の土だまりは景観にもよろしくありませんので、様々な手段をご検討くださいますようお願い申し上げます、次の質問に移りたいと思います。

質問事項3、駅北口前の市所有地の活用について、お伺いいたします。

要旨（1）若者が集まれる場所づくり。

子どもが小さいときに、ママ友達との会話でよく出てきたキーワードが、「子どもを遊ばせる場所がないよね」でした。それは小さな子どもだけではなく、ある程度、子どもが大きくなっても思うところで、結局、市外まで遊びに出なくてはならなかった子育て時代を過ごしてまいりました。

そんな折、八街駅北口の市所有地の活用方法が決まっていないと伺いました。それならば、ぜひ若者が集まれる場所づくりに活用していただきたいのですが、ご検討いただけますでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市公有財産利活用検討委員会では、既に実施しました市民アンケートや民間事業者との対話を踏まえ、駅前の賑わいを生み出し、市民便益の向上を図るために、民間活力の導入を前提に、新規財源の創出による事業化に向けて、整備手法や事業決定までの行程等、基本計画の策定作業を進めているところでございます。本年度は2回の検討委員会を開催しまして、基本計画の策定に必要な北口市有地の具体的な機能として、市民協働、子育て、広場をテーマに議論を進めております。

若者が集まれる場所づくりについては、テーマの中で調査研究しているところでございますので、現在、次期総合計画策定のために実施しております市民アンケートの中で、北口市有地における市民ニーズの動向調査を行い、今後の市民ニーズや課題を分析しながら、利活用方針の決定に向けて検討を進めてまいります。

なお、施設整備だけではなく、若者が多く集まり大変好評であった、商工会議所青年部と民間事業者による「八街！激うま！ラーメン祭」のような、民間事業者の皆さんが企画したイベントの開催につきましても、可能な限りの支援をしてまいりたいと考えております。

○木村由希子君

様々なご検討をなされていると思いますが、私も1つ、ご提案をさせていただきたいと思えます。スケボーパークはいかがでしょうか。

なぜ今、スケボーということに着目をしたかといいますと、東京五輪から正式種目となったからです。そして若者が手軽に楽しめるスポーツ。ご提案させていただくのは、スケボーパークといいましても、スケボーだけができる施設ではありません。

配付している画像をご覧ください。参考は、横須賀市の「うみかぜ公園」の敷地に広がるミニ運動施設です。ここでは、スケートボードではありません。ローラースケート、キックスクーターももちろんできますが、同じ場所に仕切りなく、壁打ちテニスコート、3オン3バスケットコート、マウンテンバイクのコースがあります。スポーツ広場ということです。広さが十分であれば、ミニサッカー場があってもよいかもしれません。

そして何より魅力的なことは、屋外施設です。エアコンは要りません。電気代もかかりません。駅前で賑わいの演出ができます。駅前が成功すると、各地区にも広がり、もっと広い土地のある地区で、さらに本格的な建設が進む可能性があります。後に箱物を建設することになったとしても、路面整備が安易にできます。建物を建てるより、建設費用がかかりません。成田、佐倉、成東、酒々井、どこの駅前にもなく、スポーツのまち八街の目玉となります。

最初に、若者が集まれる場所づくりと通告いたしました。老若男女、みんなが楽しめる施設です。子どもたちに市の花である「ひまわり」の絵を壁や塀、設備に書いてもらうのはいかがでしょうか。先日の林議員の質問にありました、市の花のPRにも役立ちます。また、既に描かれていることで、落書き防止にもなると思えます。

また、スポーツ施設や公園には補助金などの活用も期待できるのではないかと思います。その辺りはどうなのでしょう。教えていただきたいです。

○財政課長（和田暢祥君）

お答えいたします。

ご提案いただきましたスケボーパークなどが整備されている「うみかぜ公園」、こちらの方につきましてもPPPやPFI事業など、指定管理者制度という民間活力を導入している、すぐれた先進事例ということは認識させていただいております。

現在、検討委員会の中で、子育て広場というテーマの中でも議論しているところでございますが、いろんな提案なども含めまして、次期総合計画策定のために実施している市民アンケート、こちらの方の市民ニーズも再度把握いたしまして、いろんな事業実施に至るような場合につきましては、補助金等の活用でどのようなものがあるか、可能なのかどうかというところ、できる限り財政負担についても調査研究いたしまして、利活用方針の決定に向けま

して検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○木村由希子君

八街市民憲章の1つに、「スポーツに親しみ、健康で働くたくましいまちにしましょう」とあります。このような市民憲章のある八街市には、うってつけの施設だと考えます。未来を担う若者たちが気軽に楽しんでスポーツに没頭できるとしたら、こんなにすばらしいことはありません。子育て世代も楽しめます。また、老若男女が楽しめる場所であることで、世代を超えた思いやりのある、心の通った豊かな付き合いというものも生まれるのではないのでしょうか。ぜひ一度、「うみかぜ公園」へ視察に行ってみませんか。人が寄ってくれば、そこに商いが必要になります。経済効果も見込めるのではないのでしょうか。

ここまで、私が知人からの知識をお借りして、1つのご提案のような形でスケボーパークをご紹介したわけですが、そうは言っても、私ももう子育て終わりかけの母です。これからの未来はもっと若い人たちが担っていくのですから、もっと若い人たちの意見を取り入れていくべきだと思います。そういった意味でも、私は北口広場の今後の活用については、小・中・高の子どもたちの意見を取り入れてほしいと思います。

未来を担う子どもたちにつくってもらおう八街市。どんなまちに住みたいか、自ら考えていくことで、地域への興味を持ち、郷土愛が芽生える。自分たちで地域をつくり上げていく力を育む。これを学校教育に取り込んでいただき、社会全体で全力で応援する。せっかくICT機器の導入をされているわけですから、例えば授業の一環で子どもたちにテーマに沿ったプレゼンをしてもらうなど。

このような教育があったらいいなと私は思うのですが、教育委員会として、ご意見があったら教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

子どもたちに夢を持ってもらおうと、教育委員会の各部署は日々努力しているところでございますが、今回は一例ということで、学校教育を中心に、ちょっとお話をさせていただきます。

学校教育課では、近い将来、八街市を支える人材づくりを教育の基盤として、幼小中高連携教育を通して様々な企画、事業を展開しております。近い将来、八街市を支える人材づくりとは、幼児・児童・生徒が自ら進んで、自らの手で、ふるさと八街を支える発想や行動力、知識や技能を身につけ、大人になった際はそれぞれが中心となって八街市で夢の実現をしてくれる人材を育てようということでございます。

幾つか、ちょっと具体的な例を簡単に説明させていただきますと、一般質問の中でも数多く発言させていただきましたし、先ほど議員からも提案がありましたICT機器の活用でございます。1人1台のタブレット端末、そして次年度は小・中学校の全クラスに入れたいと考えております電子黒板、これらを授業中に活用することで、基礎学力の定着、自己表現力、コミュニケーション力、協調力、自尊心等を育みたいなと思ってございます。それは夢を育

む基盤になる能力ではないかと思っております。

また、それらの機器を使って海外交流をしたり、欠席者に自宅から授業に参加してもらうなど、幅広い意味での夢を育む児童・生徒の育成にICT機器を活用して取り組みたいと思っております。

ICT機器の活用の中の1つの例としまして、12月1日に八街北中学校と朝陽小学校で地域公開学習発表会というのがございました。小学校1年生から中学生まで、自分たちのテーマに沿ってプレゼンをして、将来の八街市づくり、文化伝統の継承の必要性、安心安全なまち、学校はどうしたらいいのかということ、自ら、1年生から中学生まで、本当によくプレゼンをまとめていただいて、当時、講評していただいた大学の教授にも非常に高い評価を頂きました。そういうことがございました。

また、1月30日に八街っ子夢議会がございます。名前のとおり、夢議会でございます。自分たちが将来住んでみたい八街を想像して、自分たちに何ができるのか、自分たちの力をどのように発揮したらいいかという主題の下、夢議会が行われますので、ぜひともご期待いただければと思っております。

また、八街市単独で行っている夢を育むことといたしましてはイングリッシュキャンプ、これは英語力、異文化理解、協調性や自主性等を育む事業です。あと、八街ミュージアム、これは八街の中学生が中心になり、自主的に進めているんですが、八街市全体をミュージアムと捉え、芸術のかおり高いまちにしよう、そういうところに住みたいということで行っている事業でございます。

また、「未来への扉を開こう」という事業がございまして、これは小・中学生のうちから自分の将来を具体的に見詰めていこうということで、各種学校等にご協力いただいて、いろいろなお話や説明をさせていただいている事業でございます。

それに、大学や企業とのコラボも行っております。大学や企業とのコラボによって、最先端の話の聞いたり体験をすることで、将来、自分たちがどういう社会の中で生きていくのかというのを具体的に子どもたちに把握していただいて、将来の自分の姿に向かって夢を育てていこうという事業でございます。

これ以外にも多々ございますが、今日は簡単にそれだけ説明させていただきました。

今後も、子どもたちが自ら住み続けたい八街づくりを目標に、積極的に考え、行動でき、プレゼンでき、それを共有できる児童・生徒の育成に努めてまいりたいと思っております。

○木村由希子君

小学生、中学生、高校生と、それぞれの視線で、子どもたちが夢見る未来に対し、大人が寄り添ってつくる八街市。学びの中に自ら作り上げる力を育む教育。成長し、力をつけた子どもたちが育む八街市。すてきだと思いませんか。大人が思いつかないような案が出ると思います。私は想像しただけでわくわくします。若者が集まれる場所を若者に考えてもらう。

このように、学校教育、家庭教育、社会教育の3本柱で、教育立市の宣言をご検討いただけましたらうれしいです。

不慣れで拙い質問を長時間お聞きくださり、ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、未来改革やちまた、木村由希子議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了いたしました。

日程第2、休会の件を議題といたします。

明日12月17日及び18日は休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。明日12月17日及び18日は休会することに決定いたしました。

本日の会議はこれで終了します。

12月19日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時18分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件